

平成 1 9 年度

包括外部監査の結果報告書

「清掃事業の財務に関する事務の執行について」

岐阜市包括外部監査人

加藤 博

目 次

第 1. 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 特定の事件（監査のテーマ）	1
III. 監査対象年度	1
IV. 監査対象部署	1
V. 監査の実施期間	1
VI. 包括外部監査人及び補助者	1
VII. 特定の事件を選定した理由	2
VIII. 外部監査の方法	2
IX. 利害関係	2
第 2. 清掃事業の事業内容	3
I. 清掃事業の概要	3
II. ごみ処理の現状	10
第 3. 外部監査の結果	17
I. ごみ減量化について	17
II. 収集・運搬について	31
III. 中間処理施設について	56
IV. 最終処分について	82
V. 公有財産の管理について	86
VI. 物品の管理について	89
VII. 産業廃棄物について	93

第1. 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II. 特定の事件（監査のテーマ）

清掃事業の財務に関する事務の執行について

III. 監査対象年度

平成18年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

IV. 監査対象部署

環境事業部（その他関連する部）

V. 監査の実施期間

平成19年7月5日から平成20年2月28日まで

VI. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

加藤 博 公認会計士

補助者

轟 芳英 公認会計士

豊田 裕一 公認会計士

後藤 篤志 公認会計士

高橋 英明 公認会計士

廣瀬 悟道 公認会計士

下條 俊幸 公認会計士

村井 達久 公認会計士

山田 華子 公認会計士試験合格者

古田 友三 弁護士

Ⅶ. 特定の事件を選定した理由

ごみの処理は、市町村固有の事務であり、収集・処理・処分のいずれの過程においても市民生活に直結し、密接な関係を持っている。

岐阜市では、ライフスタイルの多様化による近年のごみ増大に対処し、リサイクルの促進とごみの減量を図るため、ペットボトルの分別回収、粗大ごみの個別有料収集、ごみ袋の透明化、発泡スチロールと食用油の廃油の収集等様々な対策を講じてきた。

しかし、最近のごみの量は徐々に増加の傾向にあり、岐阜市の諸施策が有効であったか否かは市民の関心のあるところである。そこで、清掃事業の財務に関する事務の執行について検討する必要があると判断し監査のテーマとした。

Ⅷ. 外部監査の方法

1. 監査の要点

清掃事業の財務に関する事務の執行について合规性、有効性、効率性及び公平性の観点から監査を行うこととし、具体的な視点を次のとおり定めた。

- ① ごみの減量化は目標どおりに行われているか
- ② 収集・運搬は適切に行われているか
- ③ 中間処理施設の運営は適切に行われているか
- ④ 最終処分は適切に行われているか
- ⑤ 公有財産や物品の管理は適切に行われているか

2. 主な監査手続

「Ⅷ. 外部監査の方法 1. 監査の要点」に従い、主に実施した監査手続は以下のとおりである。

- ① 質問により、関係諸法令、事業の状況、管理の方法を総括的に調査した。
- ② 上記①を踏まえたうえで、事業の管理及び財務事務の執行状況について関係帳票、証拠書類等を閲覧、照合した。
- ③ 現場視察及び現況を調査した。

Ⅸ. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 当報告書の数値については、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第2. 清掃事業の事業内容

I. 清掃事業の概要

1. 環境事業部の沿革

岐阜市のごみ処理は、戦前には岐阜資源開発株式会社が民間事業として行っていた。しかし、この請負金が年々増加し、継続が財政的に困難となったので、昭和20年の戦災を契機に市直営事業に移行し、民生部保健衛生課が担当することとなった。昭和29年、清掃法の制定に伴い、岐阜市清掃条例及び同規則が施行された。

昭和30年代、特別清掃地域の拡大と人口増加により、昭和27年は40tであったごみ排出日量が5年後の昭和32年には77tと急増した。それに対処するため、昭和33年4月に既設の祈年町焼却場の増設など施設の整備拡充を図った。

昭和35年10月、衛生行政の統一強化と合理化を図るため、民生部に属していた保健衛生課は衛生部清掃課となった。

昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長は、岐阜市においてもごみ量の増大とごみ質の変化をもたらした。急増するごみに対処するため、昭和40年2月、処理能力100t/日の衛生センターごみ焼却場（岐阜市・羽島郡衛生施設組合）を建設した。

昭和42年8月の機構改革により民生局清掃部に昇格し、ごみ処理部門を清掃第一課とし、し尿収集を清掃第二課とした。

昭和43年4月には、それまで使用していた手引車を全面廃止し、軽四輪車に切り換えるなど、積み込み作業の近代化を行い、その体制を整えるとともに全市の約70%を収集範囲とし、昭和44年9月にはモデル的に袋収集を実施した。

昭和45年4月、処理能力300t/日の老洞焼却場を建設した。昭和46年4月、ごみ処理事業の効率的運営を図るため、清掃事務所別収集区域を確立し、同年10月にはごみ収集手数料の無料化、収集区域の拡大により、衛生的かつ効率的である袋類収集を実施した。事業所などを発生源とする一般廃棄物の収集には許可業者制を導入し、ほぼこの時期に現行のごみ収集システムを形成した。

昭和47、48年にかけて普通ごみ収集を全市域週2回とし、粗大ごみについては、昭和47年から年2回に増やし、翌年からは年3回にするなど、市民のニーズに添った収集業務体制の確立を図った。

昭和54年3月に処理能力300t/日の焼却炉及び100t/5hの粗大ごみ破碎機を備えた掛洞プラント、埋立容量12万6千 m^3 の佐野埋立地と埋立容量11万7千 m^3 （平成2年度増設 容量11万7千 m^3 →16万3千 m^3 ）の阿原沖埋立地をそれぞれ建設するなど、各施設整備を行った。

昭和56年4月の機構改革により、清掃部清掃第一課から生活環境部環境一課とな

った。

昭和 58 年 4 月には、廃品回収として小中学校の P T A 等で実施していた集団回収に、岐阜市が奨励金を出して資源ごみの分別による再利用と、ごみ減量を目的に「資源分別回収事業」を発足させた。

昭和 60 年 7 月には、公害防止の観点から廃乾電池の分別収集を開始した。

昭和 61 年 3 月には、埋立容量 15 万 8 千 m^3 の奥埋立地を建設し、施設の整備・充実を図った。

年々増加を続けるごみ量に対処するため、昭和 62 年 4 月から従来の週 2 回の普通ごみ収集のほかに、月 2 回のビン・カン分別収集事業を開始した。それに伴い、同年 3 月、処理能力 20 t/日の奥資源化センター（缶類の選別・プレス場）を完成させた。

なお、近年のごみ量の増大とごみ質の変化・多様化に対応するために、施設の整備・拡充を図ることはもとより、ごみの資源化、減量化対策にも広報啓発活動を通じて積極的に取り組むため、平成 4 年 4 月に環境一課内に「リサイクル推進室」を設け、6 月には、ごみ問題について指導的役割や行政と市民のパイプ役をはたしていただく「環境推進員」を 147 人委嘱した。平成 6 年 4 月には、校区の実情にあわせ 161 人に増員し、一層のごみ減量とリサイクルの推進に努めている。

また、衛生センターごみ焼却場（岐阜市・羽島郡衛生施設組合）の老朽化に伴い、平成 4 年度から 180 t/日の施設建設に着手し、平成 7 年 3 月に完成した。

平成 5 年度に着工した北野阿原一般廃棄物最終処分場は、平成 6 年度に完成し、平成 7 年度から供用開始した。埋立容量 283,400 m^3 で、埋立完了は平成 18 年 8 月の予定であったが、平成 22 年度末まで延命化できる見込みである。

平成 7 年度から組織・機構の見直しにより側溝清掃を土木部へ移管した。

平成 8 年 4 月から一般廃棄物の収集・運搬について、一部民間委託化を行った。

平成 9 年 3 月には、「容器包装リサイクル法」の施行にあわせ、奥資源化センターに代わる処理能力 52 t/日の岐阜市リサイクルセンター（カン、ペットボトルの選別・プレス場、ビンの選別場）が完成し、4 月から稼働開始した。それに伴い、収集体制もビン・カンにペットボトルを加え、月 2 回から週 1 回収集とした。

また、平成 9 年 3 月に奥最終処分場が埋立を完了したのに続き、平成 10 年 3 月には阿原沖最終処分場も埋立を完了した。

平成 10 年 4 月に処理能力 450 t/日のごみ焼却施設と処理能力 60 t/5h の粗大ごみ処理施設を併せ持つ東部クリーンセンターが完成し、老朽化した老洞焼却場と掛洞プラントの粗大ごみ処理設備に代わり稼働開始した。東部クリーンセンターでは芥見リサイクルプラザを併設し、リサイクル・ごみ・環境について学習し活動するための情報と場所を市民に提供している。

平成 10 年 10 月から粗大ごみ収集は、電話申し込みによる戸別有料収集に変更した。

平成 10 年度に掛洞プラントではダイオキシン類の恒久対策基準である $1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下にするため、1 号炉について排ガス対策工事を実施し、完成後、2 号炉は休止した。

平成 11 年 4 月から不法投棄防止のため、「不法投棄監視モニター」を 30 人委嘱するとともに生活環境部環境総務課内に「不法投棄 110 番」を設置した。

平成 12 年 4 月からは、組織・機構の見直しにより生活環境部は環境部になり、環境一課と環境二課は統合し環境事業課になった。また、普通ごみ収集を透明・半透明袋での収集に切り替えた。併せて、「環境推進員」を 171 人に増員した。

平成 13 年 4 月には、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行となるとともに、「不法投棄監視モニター」をそれまでの 30 人から 54 人に増員した。

平成 14 年 4 月からは、岐阜県ごみ処理基本計画に基づき、岐阜市・羽島郡衛生施設組合に羽島市が加入し、岐阜羽島衛生施設組合と改称された。また、平成 14 年 12 月からは山県郡（現山県市）の可燃ごみの焼却処理を掛洞プラントで受託している。

平成 15 年 4 月からは、環境部はごみの収集や適正処理等を所管する環境事業部と循環型社会推進や環境保全等を所管する人・自然共生部に分かれた。

平成 15 年 10 月からは、「資源有効利用促進法」に基づき家庭系使用済パソコンはメーカーによる回収・リサイクルが義務づけられ、これに伴い対象となるパソコンは粗大ごみ収集の対象から外した。

平成 16 年 10 月には、一般家庭から排出される廃食用油及び発泡スチロールの回収・再資源化事業を開始した。

2. 清掃事業の関連法令

岐阜市においては、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、環境省所管)』の規定に基づき廃棄物の処理及び清掃に関する必要な事項を、岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年 4 月 1 日条例第 12 号）、岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 52 年 10 月 1 日）等に定め、昭和 48 年度よりごみ収集区域を全市域とし、衛生的な生活環境を保持するために、ごみの量的増大、質的变化に対応し、市民の理解と協力を得ながら、施設の効率的な運営、収集方法の改善を図るとともにごみの減量化、資源化をめざしている。

<清掃関連法令の体系>

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律



岐阜市条例及び要綱等

- ・ 岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則
- ・ 岐阜市資源分別回収事業実施要綱
- ・ 岐阜市資源分別回収事業奨励金交付要綱
- ・ 岐阜市生ごみ有機肥料化促進補助金交付要綱
- ・ 岐阜市電気式家庭用生ごみ処理機購入金交付要綱
- ・ 岐阜市ごみ減量対策推進協議会設置要綱
- ・ 岐阜市環境推進員設置要綱
- ・ 岐阜市地域リサイクル活動支援要綱
- ・ 岐阜市「リサイクル学習バス」運行事業実施要綱
- ・ 事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱
- ・ 岐阜市リサイクルプラザ条例
- ・ 岐阜市リサイクルプラザ条例施行規則
- ・ 岐阜市不法投棄監視モニター設置要綱
- ・ 岐阜市ごみ焼却場設置条例
- ・ 岐阜市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱
- ・ 岐阜市環境施設建設に関する各種会議の設置要綱
- ・ 岐阜市余熱利用施設条例
- ・ 岐阜市掛洞苑運営管理基準
- ・ 岐阜市一般廃棄物直接搬入制度実施要綱
- ・ 岐阜羽島衛生施設組合格約
- ・ 山口市と岐阜市の間のごみの焼却処理の事務委託に関する規約

3. 環境事業部の組織・事務分掌

環境事業部における組織構成・人員数及び業務内容は以下の通りである。

H18年4月1日現在

組 織	人数	業務内容
環境事業政策室	11	
政策グループ		廃棄物処理施策の企画・調査及び総合調査
庶務グループ		部内連絡調整、総括事務及び予算・決算
環境施設室	7	
整備計画グループ		一般廃棄物処理施設等の計画策定・整備業務
施設調査グループ		市が運営する一般廃棄物処理施設等の検査及び周辺環境調べ
産業廃棄物特別対策室	16	
管理グループ		椿洞産業廃棄物不法投棄事案に関する法規、情報開示
対策グループ		椿洞産業廃棄物不法投棄事案に関する場内環境調査、支障除去
調査グループ		椿洞産業廃棄物不法投棄事案に関する産業廃棄物処理業者及び排出事業者などの調査、解明、責任追及、措置命令
産業廃棄物指導室	11	
廃棄物指導		廃棄物処理施設の立入・指導、PCB 特別措置法に関する業務
廃棄物審査		産業廃棄物処理業の許可、自動車リサイクル法に関する業務
監視調査		産業廃棄物の不適正処理の調査・監視に関する業務
環境事業室	185	
廃棄物グループ		ごみ収集計画・管理（直営、委託、許可業者）、犬猫死体収集、岐阜市リサイクルセンター管理・施設見学
環境衛生グループ		し尿収集業務、管理全般
不法投棄対策グループ		不法投棄防止対策・粗大ごみ対策、環境美化ごみ収集、ビン・ペットボトル分別収集
車両グループ		車両の購入・維持管理
木田一環境事務所	68	
作業グループ		収集作業計画・実施
指導グループ		ごみだしマナーの啓発・収集業務指導
不法投棄防止グループ		不法投棄防止対策・撤去
車両グループ		収集車両等管理
南部グループ		南部地域のごみ出しルールの啓発、不法投棄防止対策・撤去

老洞環境事務所	83	
作業グループ		収集作業計画・実施
指導グループ		ごみ出しマナーの啓発・収集業務指導
環境美化推進グループ		環境美化ごみの収集計画・作業
不法投棄防止グループ		不法投棄防止対策・撤去
粗大ごみ対策グループ		粗大ごみ収集作業計画・業者指導
車両グループ		収集車両等管理
木田二環境事務所	12	
作業グループ		し尿収集作業計画・実施
岐阜市リサイクルセンター	3	
管理グループ		岐阜市リサイクルセンター運営管理
東部クリーンセンター	22	
管理グループ		施設管理・庶務全般
施設グループ		ごみ処理業務管理及び施設の維持管理、自家用電気工作物の保安監督業務
粗大業務グループ		粗大ごみ処理業務及び施設の維持管理
埋立管理グループ		焼却残さの運搬及び埋立、最終処分場・浸出水処理施設の管理
芥見リサイクルプラザ		ごみ処理・再使用の啓発
リフレ芥見 ※		歩行浴プール、多目的ドーム、芝生広場等を備えた施設
掛洞プラント	25	
管理グループ		施設管理、庶務全般
施設グループ		焼却処理・設備の維持管理
プラザ掛洞		掛洞プラントの焼却余熱を利用した温水プール及び浴場施設の運営管理
寺田プラント	9	
管理グループ		施設管理、庶務全般
施設グループ		施設の機器設備維持管理、浄化槽汚泥処理の管理
業務グループ		浄化槽汚泥処理全般
合計人数	286	

※ H19年3月27日共用開始

4.保有車両台数

環境事業部が保有する車両台数は以下の通りである。

H18年4月1日現在

区分	車種		環境事業政策室	環境施設室	産業廃棄物特別対策室	産業廃棄物指導室	環境事業室	老洞環境事務所	木田一環境事務所	木田二環境事務所	岐阜市リサイクルセンター	東部クリーンセンター	掛洞プラント	寺田プラント	合計
	型式	積載量(単位トン)													
ごみ収集	パッカー車	2						14	10		2				26
	〃	3						16	13						29
	ダンプ車	1.5							1						1
	〃	2						1			1				2
	〃	4						1							1
	小計		0	0	0	0	0	32	24	0	3	0	0	0	59
ごみ焼却場・埋立地等	フォークリフト										1	1			2
	ショベルローダー							1			1		3	1	6
	ダンプ車	3.9										1			1
	〃	6.7										1			1
	〃	6.8										1			1
	〃	6.5										1			1
	ホイールローダー												3		3
	パワーショベル												2		2
	作業運搬車	1.0											1		1
	床清掃車												1		1
小計		0	0	0	0	0	1	0	0	2	12	3	1	19	

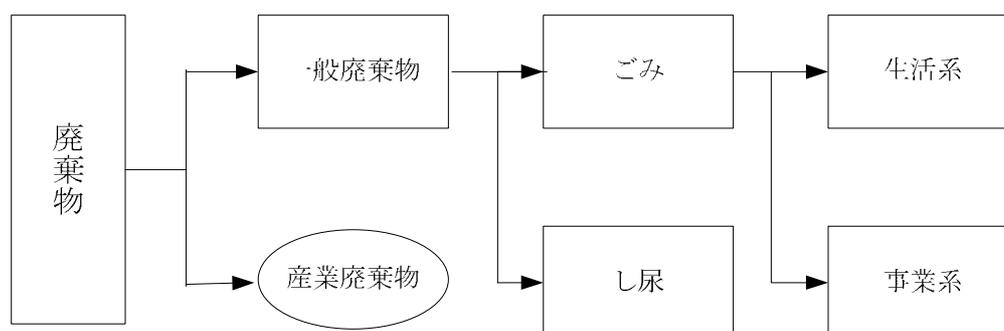
し尿収集	バキューム車	1.8							3					3
	〃	3.7							1					1
	〃	10												0
	ダンプ車	2												0
	軽四輪貨物						1						1	2
	小計		0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	1
連絡車等	パトロール車				5	1	1	1						8
	事務連絡車					1	1		1	1	2	1	1	8
	ジープ					1								1
	環境測定車			1										1
	ワンボックスカー													0
	軽トラック		1				3	3	1		1	1		10
	バキューム車						1							1
	小計		1	1	0	5	3	6	4	2	1	3	2	1
合計		1	1	0	5	4	39	28	6	6	15	5	3	113

II. ごみ処理の現状

1. 廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）は、廃棄物を以下のように分類している。

廃棄物の基本的区分



廃棄物とは、不要な物、すなわち日本の通常の社会生活では、いらなくなった物として定義され、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれる。

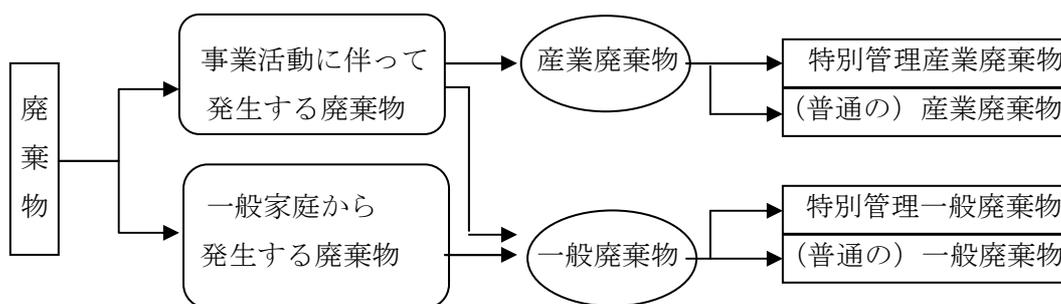
一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を言い、産業廃棄物に該当するものを詳細に定め、それに当てはまらないものを一般廃棄物として位置付けている。一方、産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物の発生量やその物の性質から、法及び政令で定めるものをいい、次に掲げる廃棄物をいう。

1. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
2. 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

一般廃棄物は（普通の）一般廃棄物と特別管理一般廃棄物に、産業廃棄物は（普通の）産業廃棄物と特別管理産業廃棄物に分かれる。

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物とは、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

産業廃棄物の範囲



さらに、一般廃棄物はその性状により、ごみ、粗大ごみ、ふん尿（し尿、浄化槽汚泥を含む。）に区分され、また排出者により生活系一般廃棄物と事業系一般廃棄物に分けられる。

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油などはどのような業種から排出されても産業廃棄物となるが、紙くず、木くず、繊維くずや動物の死体などは特定の業種から排出された場合しか産業廃棄物とはならない。

すなわち、事業活動に伴って排出された廃棄物であっても産業廃棄物に区分されないものは、事業系一般廃棄物と呼んでいる。

2. 岐阜市におけるごみの分類

岐阜市におけるごみの分類は以下のように分類される。

市収集 (直営・委託業者)	生活系ごみ	家庭ごみ	普通ごみ
			粗大ごみ
			カン
			ビン・ペットボトル
			廃乾電池
			廃蛍光管
			廃食用油
			発泡スチロール
			古紙類
			古着類
		プラスチック製容器包装	
			都市美化ごみ
	学校生ごみ		
民間収集	事業ごみ		普通ごみ
			粗大ごみ
			資源ごみ他
自己搬入	生活・事業ごみ		普通ごみ
			粗大ごみ

(1) 生活系ごみ

岐阜市域内で発生するごみ（一般廃棄物）は、一般家庭から排出される家庭ごみについては、普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（カン）、資源ごみ（ビン・ペットボトル）、廃乾電池、廃蛍光管、廃食用油、発泡スチロールの8種分別により岐阜市が収集を行っているほか、古紙類、古着類、プラスチック製容器包装を自治会が回収している。この他、ボランティア等による長良川清掃、町内清掃等のごみ及び岐阜市内主要箇所において不法投棄されたごみを都市美化の目的で岐阜市が収集している都市美化ごみ、岐阜市内公立小中学校等の給食残さ類を委託業者が収集している学校生ごみがある。なお、学校で排出されるごみのうち、生ごみ以外の普通ごみについては、ステーション方式により家庭系ごみと同様に岐阜市が収集している。

(2) 事業ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、原則として排出者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている（廃棄物処理法第3条）。

一方、事業者が自らの能力で適正処理できない場合の一般廃棄物は、自分で処理施設へ持ち込むか、事業者と岐阜市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者との間で収集・運搬の契約を結ぶことで適正処理を行っている。

許可業者が収集運搬(通常収集)する場合の収集料金は指導価格として11円/kgを上限とされている。これは、あくまで収集料金であり、岐阜市の処理費用は受け取っていない。許可業者は、廃棄物の月平均排出量を算出して事業者と契約している。ただし、一般家庭から排出される一般廃棄物と合わせて週標準量50kg又は、収集回数週2回を超えない場合は、家庭系普通ごみに準じて岐阜市が収集している。

いずれも、岐阜市の処理施設へ搬入されるごみについては、家庭系ごみ出しのルールに基づいて排出される。

3. ごみ処理方法

岐阜市におけるごみ処理方法は、焼却、破砕、資源化、再利用の4つに分けられ、この他に焼却後の灰の処理として埋立が行われる。種類別のごみ処理方法は以下の通りである。

分類	処理方法・処理主体
普通ごみ	焼却・埋立：市（直営）
粗大ごみ	破砕・選別：市 焼却・埋立：市 資源化：民間（委託）
カン	選別・圧縮：市（直営） 再利用：民間
ビン	選別：市（直営） 資源化：民間（委託）
ペットボトル	選別・圧縮梱包：市（直営） 再利用：民間（容器包装リサイクル協会ルート）
廃乾電池	資源化：民間（委託）
廃蛍光管	
廃食用油	
発泡スチロール	資源化：民間（委託・許可）
古紙類	再生利用：民間
古着類	
プラスチック製容器包装	資源化：民間（委託）

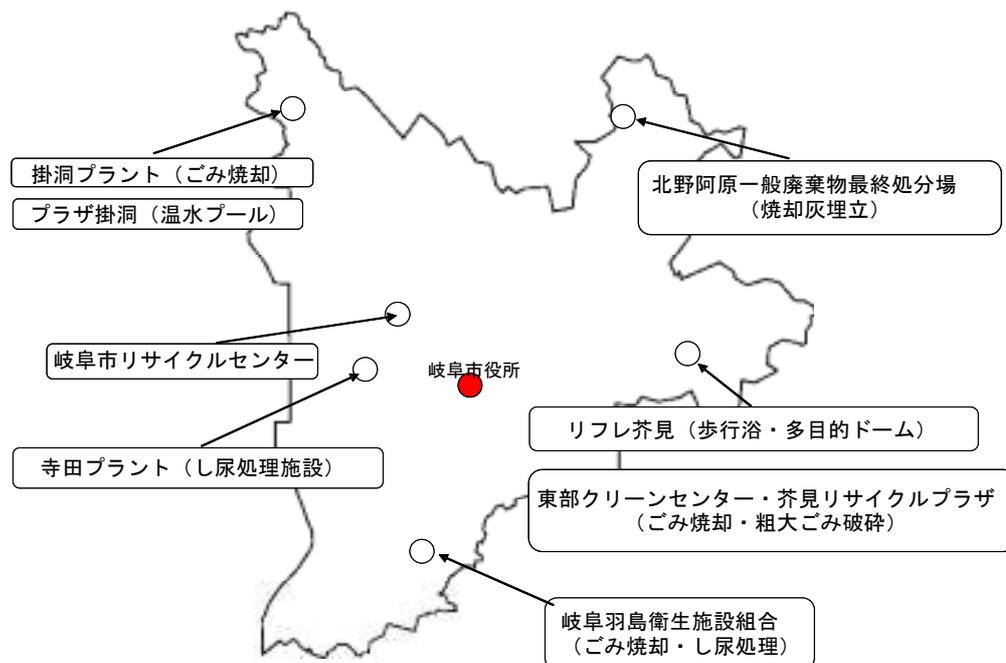
学校等生ごみ	資源化：市
事業系実験動物死体	焼却・資源化：民間
産褥汚物	火葬：市

注1 古紙類、古着類及びプラスチック製容器包装は柳津地域のみ実施

4. 廃棄物処理施設の概要

岐阜市における廃棄物処理施設名、業務内容は以下の通りである。

施設名	業務内容
木田一環境事務所	ごみ収集・し尿収集
木田二環境事務所	
老洞環境事務所	ごみ収集
掛洞プラント	ごみ焼却
東部クリーンセンター	ごみ焼却・粗大ごみ処理
岐阜羽島衛生施設組合	ごみ焼却・し尿処理
岐阜市リサイクルセンター	ビン・ペットボトル・カン選別
北野阿原最終処分場	埋立・浸出水処理
寺田プラント	し尿処理



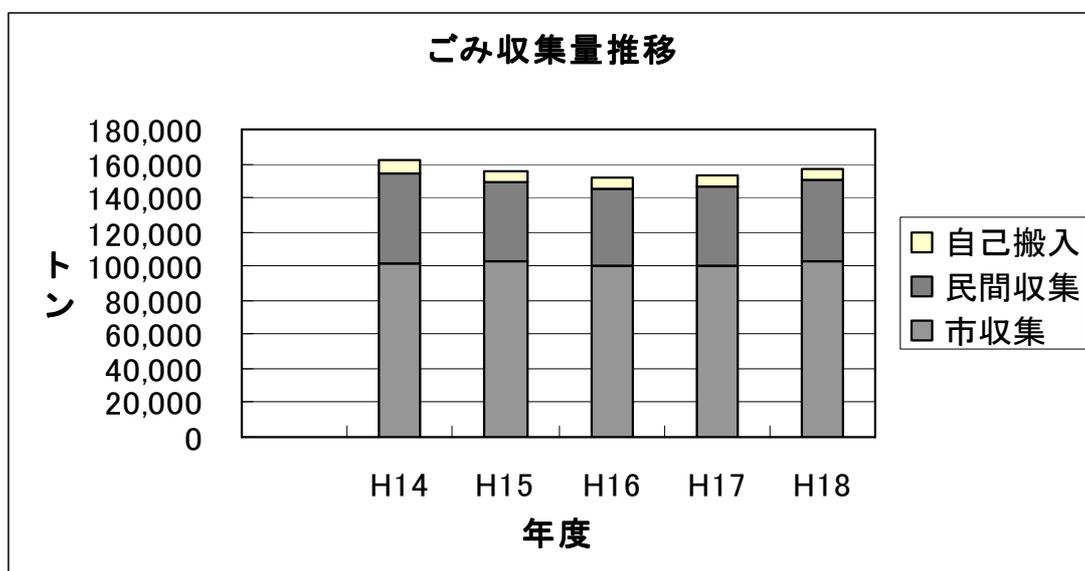
5. ごみ発生量の推移

岐阜市におけるごみ処理量の推移は、以下の通りである。

① ごみ総収集量

(単位：t)

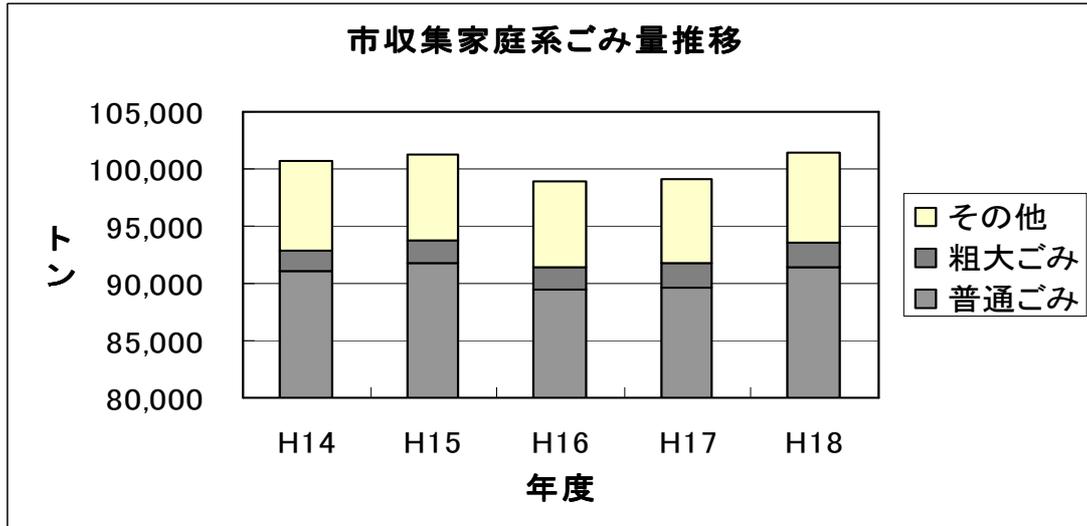
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
市収集	101,997	102,613	100,765	100,641	102,852
民間収集	52,348	46,292	43,881	46,265	47,091
自己搬入	7,486	7,137	7,042	6,495	6,676
総収集量	161,831	156,042	151,688	153,401	156,619



② 岐阜市収集家庭系ごみ量推移

(単位：t)

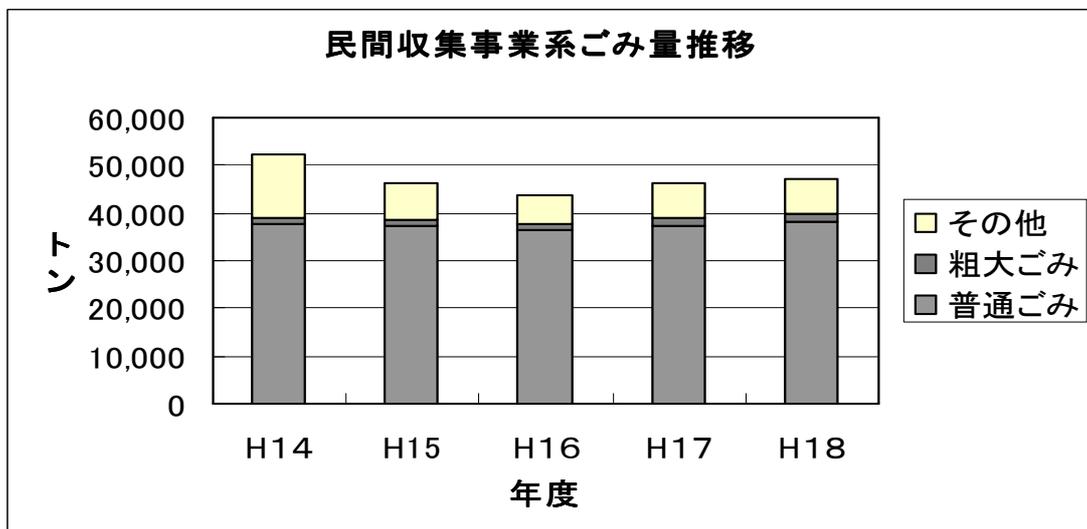
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
普通ごみ	91,148	91,706	89,412	89,568	91,358
粗大ごみ	1,747	2,032	2,087	2,152	2,299
その他	7,813	7,522	7,401	7,465	7,825
合計	100,708	101,260	98,900	99,185	101,482



③ 民間収集事業系ごみ

(単位：t)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
普通ごみ	37,723	37,483	36,491	37,491	38,341
粗大ごみ	1,116	1,131	1,288	1,721	1,484
その他	13,509	7,678	6,102	7,053	7,266
合計	52,348	46,292	43,881	46,265	47,091



第3. 外部監査の結果

監査の結果、ごみ処理事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正になされているものと認められたが、以下に述べる事項については、監査の結果の内容を踏まえた改善を検討する必要がある。

I. ごみ減量化について

1. 概要

(1) 資源化・減量化の実績推移

岐阜市におけるごみの資源化・減量化は、排出段階、収集段階及び中間処理段階において行っており、資源化量・減量化量は、表1及び表2に示すとおりで、平成18年度においては、総発生量の22.2%を資源化し、総発生量の90.1%を減量化している。

表1 資源化率の実績

(単位：t/年)

年度	(A) 総発生量	資源化量				(E)/(A)×100 資源化率
		(B) 資源分別 回収量等	(C) 中間処理	(D) 外部資源	(E) (B)～(D) 合計	
13	184,623	23,701	8,899	14,178	46,778	25.3%
14	184,830	23,000	8,900	14,344	46,244	25.0%
15	178,623	22,581	8,701	8,457	39,739	22.2%
16	174,215	22,527	8,662	6,858	38,047	21.8%
17	176,090	22,684	8,503	7,934	39,121	22.2%
18	179,317	22,698	8,500	8,585	39,783	22.2%

(※資源分別回収量等には、資源分別回収、自家減量、生ごみ堆肥化事業等を含む。)

表2 減量化量の実績

(単位：t/年)

年度	(A) 総発生量	(B) 最終処分量	(C) = (A) - (B) 減量化量	(C) / (A) × 100 減量化率
13	184,623	16,908	167,715	90.8%
14	184,830	17,199	167,631	90.7%
15	178,623	16,929	161,694	90.5%
16	174,215	16,915	157,300	90.3%
17	176,090	16,662	159,428	90.5%
18	179,317	17,837	161,480	90.1%

(2) 市民啓発事業について

岐阜市では、ごみ処理事業の現況及びごみ問題について、市民の理解と協力を得るため、平成 18 年度は以下のような啓発事業を行っている。

① 循環型社会システム形成に向けた取り組み

(ア) 容器包装リサイクル法に基づく岐阜市分別収集計画を国へ提出した。

ビン・ペットボトル、カンの岐阜市排出想定量を国に提出し、収集計画を策定した。

(イ) 環境推進員の設置

50 自治会連合会に各 3～4 名（計 175 人）の環境推進員が、ごみの排出指導、ごみ減量・リサイクル運動の推進など行政と地域住民とのパイプ役として活動。岐阜市コミュニティセンターで環境推進員を集めてブロック別研修会を開催した。

(ウ) 岐阜市資源分別回収事業の推進

49 自治会連合会（柳津地域は除く。）が主体となって実施した。「資源分別回収カレンダー」を作成、全戸配布した。

(エ) 発泡スチロール、廃食用油の拠点収集

毎月 1 回各地区の公民館等で収集を実施した。

② 生ごみの減量

生ごみを減量・資源化するため、ボカシの助成、家庭用電気式生ごみ処理機の助成などの施策を展開した。また、平成 11 年度から生ごみ堆肥化モデル事業をスタートさせ、現在約 1,000 世帯が参加し、生ごみ堆肥化推進事業として実施している。

この成果を踏まえてバイオマスを活用した資源循環型社会を形成するため、市民参画のもと、関係機関と連携を図り、家庭から分別・排出された生ごみを、資源として活用し、生成された堆肥で栽培される有機野菜を市民が食する食の循環を形成するとともに、エネルギーとして活用する「生ごみガス・堆肥化事業」を行うため、平成 15 年度に農林水産省のバイオマス利活用フロンティア推進事業により、環境保全とごみ減量の観点から循環型社会を構築するための計画を策定した。さらに継続的に、生ごみ資源化技術の調査研究を行っている。

(ア) 生ごみ有機肥料化促進補助(ボカシ)

各家庭の生ごみ減量のためのボカシ（1 袋 100 円に対して 50 円補助）、処理容器の補助（購入額の 1/2、上限 900 円）を実施した。

(イ) 電気式家庭用生ごみ処理機購入補助

電気式家庭用生ごみ処理機購入に対して、購入額の 1/2、上限 2 万円を補助した。
ただし、18 年度以降、市民周知がなされたと判断したため、廃止済み。

(ウ) 生ごみ堆肥化推進事業

各家庭で生ごみを分別して、岐阜市が収集し、堆肥へリサイクルする事業を実施した。

③ 事業系ごみ等の減量

(ア) 事業者による取り組み

大規模事業所に対して「廃棄物減量計画書」の提出を求めている（提出大規模事業所数 156 件（対前年比+4.7%））

ごみ減量・リサイクルに自ら積極的に取り組む市内の小売店を「G・Rマークの店」として登録し、消費者に愛されるやさしい店づくりを広め、市民あげてのごみ減量運動を展開した。

平成 9 年度からは、容器包装リサイクル法に基づく、トレイの分別排出の促進とともにごみの減量、資源化を進めるため、食品系スーパーマーケットなどに協力を求め、店頭回収（47 店）を実施した。

さらに平成 14 年度には「岐阜市リサイクル商品取扱推進店」を募集し、これらを合わせて「G・Rマークの店」として認定する制度を設けている。

(イ) 市民との協働で行う取り組み

はがきのリサイクル運動を通じて、市民のリサイクル意識の向上を図るため、岐阜市と郵便局が共同ではがき専用の回収ボックスを設置。回収したはがきは、製紙工場で溶解処分し、再生トイレットペーパーの原料とする（約 3,362,800 枚、10,088 kg）。市橋地区で、住民が主体となってごみ減量・リサイクル運動に取り組むモデル事業（トレイの回収運動）を実施した（回収量 60 kg）。

④ 循環型社会構築のための市民啓発

(ア) 夏休み親と子の学習会（ごみ処理・リサイクル施設見学）

小・中学生とその保護者を対象に、ごみ処理事業を理解してもらうため、ごみ処理施設の見学会を実施した。

（実施回数 1 回 参加人員 子供 31 名・保護者 21 名）

(イ) リサイクル学習バス（シビック・アクション号）

ごみ減量・リサイクルの推進を図ることを目的として、地域が主体となって、校区自治会連合会単位でごみ処理施設などを見学してもらうために、バスを借上手配した（8 地区 参加人員 292 名）。

(ウ) ごみ減量・リサイクル出前講座

ごみ減量と資源化の状況について知らせるとともに、リサイクル運動を推進するため、市民の要望に応じて職員が地域に出向いて説明をする出前講座を実施した（実施回数10回 参加人員 563名）。

(エ) 小学生社会科副読本

小学4年生の社会科学習の資料として、ごみ処理の内容をわかりやすく説明した副読本「ごみとわたしたち」（第20版）及び「教師用指導資料」を作成し、「ごみとわたしたち」については、4,500部作成、岐阜市内の4年生全員に無料配布した。

(オ) ごみ減量・資源リサイクル作品募集

ごみ減量・排出マナー・資源の再利用をテーマに、小・中学生からポスターを募集し、審査のうえ優秀作品を岐阜まるごと環境フェアで展示した（募集期間 7/1～9/6 応募総数 634点）。

(カ) 地域リサイクル活動支援

各校区のイベントにおいて、リサイクルコーナーを設け、牛乳パック、トレイなどの交換物品としてリサイクル商品を提供した（京町体育館ほか 12件で実施 参加者数 約21,040人）。

(キ) 3R推進キャンペーンの開催

11月(会場:マーサ21・特設会場)に3R推進キャンペーンを実施した。

(ク) マイバッグ普及啓発イベント

各種イベントにおいて、マイバッグ普及啓発活動を実施した（実施回数9回 参加者4,000人 啓発バッグ使用数1,800枚）。

(ケ) 岐阜まるごと環境フェア2006の開催

「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造に向け、全ての市民が「ぎふの環境」への思いを新たにし、一人ひとりが、人と自然が共生するまちづくりへの行動を始める契機とするため、「知る」「体験する」「広げる」を基本コンセプトに市民総参加型の環境啓発イベント「岐阜まるごと環境フェア2006」を開催した（開催日時10月28日、29日 参加者数 約105,000人）。

(コ) 「ごみ出しのルール」の作成・配布

普通ごみ、ビン・ペットボトル、カン分別収集の排出日、粗大ごみ、廃蛍光管・廃乾電池、資源分別回収等の排出ルールを編集し、全世帯に配布した。

(サ) ごみ減量啓発用ハンドブック等の作成

ごみ減量リサイクルハンドブックやリーフレットを作成した。

(シ) ごみ処理施設の見学受入

東部クリーンセンター、衛生センター及び岐阜市リサイクルセンターの3施設において、ごみ処理の様子、各設備の働き等の見学の受入を実施した。

(3) ごみ処理手数料有料化の全国状況

近年、最終処分場のひっ迫や財政の悪化などから、ごみ処理の有料化に踏み切る自治体が増えている。排出するごみ量によって費用負担が違ってくるため、ごみの分別や減量化が期待でき、住民のごみ問題への意識啓発にもつながる。

ごみ処理手数料有料化の方法としては、例えば、指定袋の利用を義務付ける、有料のラベル・シール等の貼付を義務付ける、住民税に上乗せする形で直接徴収するものなどさまざまな方法がある。

下記は、全国の有料化の状況であるが、環境省のごみ有料化指針HPデータを1kg当たりの処理手数料に換算したものであり、平成16年10月現在の資料である。岐阜市については、一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物処理手数料について、平成17年7月に1.25円から、11.0円に改定している以外は、現在も変更はない。他都市については、現在の処理手数料は、平成16年10月に比べて上昇している自治体が多いと思われる。

中核市（35市）、政令市（13市）、県庁所在市（15市）、東京23区の
各種廃棄物処理手数料の自治体数（平成16年10月現在）

（単位：1kg当たりの処理手数料に換算）

	家庭系一般廃棄物 処理手数料	事業系一般廃棄物 処理手数料	一般廃棄物と併せて 処理できる産業廃棄 物処理手数料
25円以上	1	1	2
25円未満20円以上	1	1	2
20円未満15円以上	6	12	12
15円未満10円以上	24	24	22
10円未満5円以上	19	19	10
5円未満(有料)	9	4	2 (岐阜市含む)
有料都市 計	60	61	50
無料の都市	4 (岐阜市含む)	3 (岐阜市含む)	-
産廃受入なし	-	-	14
合計	64	64	64

家庭系一般廃棄物有料市 60 都市の処理手数料の平均＝9.33 円

事業系一般廃棄物有料市 61 都市の処理手数料の平均＝10.79 円

産業廃棄物受入市 50 都市の処理手数料の平均＝12.29 円

※ 岐阜市は、平成17年7月に1.25円から、11.0円に改定している。

2. 外部監査の結果

(1) ごみ減量化施策について

① 概要

岐阜市では、平成 16 年 4 月に「ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 2004）」をスタートさせ、「人・まち・自然 個性輝く市民協働都市ぎふ」をめざし、この「ぎふ躍動プラン・21」の基本計画（計画期間：平成 16～20 年度）で定めた基本的施策に基づいて、事業実施の方策を明らかにし、事業の内容を具体的に示すため、アクションプランを策定している。

「ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 2004）」アクションプラン（改訂版）Ⅱにおいて、市民一人あたりの年間普通ごみ排出量（家庭系、事業系及び都市美化で集められる普通ごみの年間排出量を、年度末の住民登録者数と外国人登録者数を合わせた収集人口で除して算出）の目標値が定められている。

・市民一人あたりの年間普通ごみ排出量削減目標

15 年度実績	20 年度目標	削減量	削減率
327 k g	310 k g	17 kg	5%

・目標値に関する説明

分別収集やリサイクルの推進により、毎年 3 k g ずつ排出量を削減していき、20 年度に 310 k g とする。

・市民一人あたりの年間普通ごみ排出量実績

15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
327 k g	322 k g	319 k g	317 k g

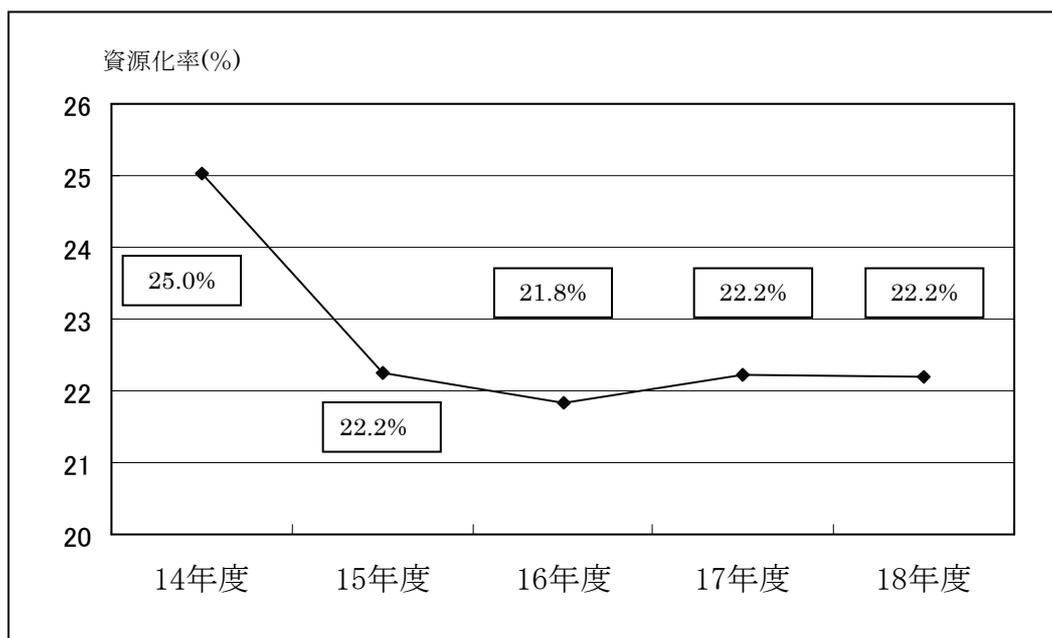
上記のとおり、每期少しずつ市民一人あたりの年間普通ごみ排出量は、減少しており、20 年度 310 k g という目標は、このままであれば達成可能な状況にある。

次に、資源化率については、以下のとおりである。

資源化率の内訳（平成 18 年度）

ごみ総発生量 (T)	計 (A+B+D)	179,317t
ごみ処理総量 (A)		156,619t
資源化・減量化	資源分別回収 計 (B)	19,785t
	ビン・ペットボトル、カン収集、廃乾電池・蛍光管収集 集破砕機、焼却炉等 計	8,815t
	学校給食残さ	450t
	廃食油・発泡スチロール	29t
	事業系資源化（古紙・鉄類等）	7,257t
	柳津地域	534t
	計 (C)	17,085t
自家減量（コンポスト・ボカシ等） 減量運動（古紙・牛乳パック） 生ごみ堆肥化事業	計 (D)	2,913t
	合計 (C+D) = (E)	19,998t
	ごみ減量・資源化の総量 (F) = (B+E)	39,783t
	資源化率 $F/T \times 100$	22.2%

資源化率の推移（過去 5 年間）



上記は、資源化率の内訳及び推移であるが、上記のとおり、資源化率は 14 年度において、25%台であったのに、それ以降は、22%台で低迷している。14 年度から 15 年度にかけて資源化率が大幅に低下しているが、これは資源化量の減少であり、その原因は、特に事業系ごみやビン・カン収集の減少によるものである。岐阜市の説明ではその要因は、経済の悪化による消費の縮小や、ペットボトルや新聞紙などの原材料の軽量化なども相関関係があり、減少の一因であるものと考えられるとの事であるが岐阜市は詳細を調査していない。

・資源化率の目標

岐阜市では、排出抑制・再資源化の各施策によりごみの減量を推進し、資源化率の目標値は、平成 22 年度までに 26.5%、平成 30 年度までに 27.0%にするとしている。

② 監査の結果

(ア) ごみ減量化及び資源化率の目標数値について

目標に掲げた市民一人あたりの年間普通ごみ排出量の削減数値目標は、目標どおり順調に進んでいるとのことであるが、リサイクル率の目安となる資源化率が上昇していないという状況においては、分別収集やリサイクルの推進により、排出量を削減するという本来の目的は達成されているとはいえない。資源化率は、平成 30 年度において 27.0%とすることを目標としているが、現状では、資源化率は上昇しておらず目標に向けて進んでいない。

この点、他都市の状況を鑑みると、横浜市では、平成 22 年度までに平成 13 年度におけるごみ排出量に対し 30%削減するプランを策定し、現在は達成できそうな状況となっている（さらに 35%削減へ上方修正している）。横浜市は、大きな目標を掲げて一丸となって取り組んだ結果、大きな削減率（平成 17 年度における市全体のごみ削減率は、平成 13 年度比 33.9%）を達成することができたと思われる。

しかし、岐阜市のような小さな目標（市民一人あたりの年間普通ごみ排出量を平成 15 年度に比べて、平成 20 年度には 5%削減する）では、小さな目標を達成することで満足し、それ以上の努力をしなくなってしまい、大幅なごみ量の削減がなされることは考えにくい。ごみの減量化は一部の市民や事業者だけでできるのではなく、市民全員の協力が必要であるが、市民に協力してもらうためには、一丸となって頑張ろうという目標が必要であり、もっと大きな目標を掲げるべきである。さらに、それを市民全員に周知することが必要である。

また、現状は市民一人あたりの年間普通ごみ排出量削減目標を掲げているだけであるが、少なくとも家庭系ごみと事業系ごみを分けて排出量削減目標を掲げるべきであるし、種別（普通ごみや資源ごみ）排出量削減目標にするなど、より具体的な目標とし、その目標に対する達成率も開示していく必要がある。

いつまでにごみをゼロに近づけて、焼却や埋め立てから脱却するという長期的な方

向性や目標を示し、その目標達成のために現在何が障害となっているのか、その障害を改善するために誰が何をすべきなのかを明らかにすることが必要である。

(イ) ごみ処理手数料有料化について

ごみの減量やリサイクルは、その制度や仕組みを整備するだけでは、不十分であり、循環型社会に向けて市民が、環境への負荷を意識した行動をとるように啓発活動はもちろん必要であるが、ごみ処理手数料を有料化するという経済的手法を取り入れることが重要になってきている。

岐阜市においては、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物については、指定袋を導入しておらず、また収集費用も徴収していないため無料である。しかし、家庭系一般廃棄物有料市の処理手数料の平均は 9.33 円/kg、事業系一般廃棄物有料市の処理手数料の平均は 10.79 円/kg であり、岐阜市のように無料としている自治体は少ない。ごみ処理費用を徴収もしくは引き上げることは、全国の状況に照らし合わせてみれば必然の流れであると思われる。ごみ処理手数料を有料化することは、市民に痛みを伴うこととなるが、岐阜市におけるごみ処理費用の負担が大きくなってきたことや、ごみ量の増大、最終処分場の困窮等の背景もあり、検討すべきである。

また、ごみ処理手数料を有料化することは、ごみ処理に膨大な費用がかかることを市民に認識させるという重要な効果がある。それによって、ごみ減量化に繋がることが期待される。ごみ処理手数料を有料化することによるごみ減量化には、一定の効果があることが確認されており、通常は、ごみ減量化につながるものと考えられる。今後、一般家庭ごみや事業系ごみの有料化について、市民や事業者への十分な情報提供と理解を得ながら、検討していく必要がある。

ごみの有料化を検討する前提条件として、ごみ処理経費のコスト分析方法の確立が必要であり、対象となる費目、共通経費等の配賦方法、減価償却方法等などの画一化や環境負荷削減効果、経済的効果、天然資源節約効果などの評価軸の確立といった事業評価システムの確立が必要である。

また、実施後のリバウンドの抑制、不適正排出、不法投棄抑制の対策などの施策も必要である。

(ウ) 事業系ごみ量の減量化について

事業系ごみ量は、許可業者によって事業所等から収集されたもので、平成 2 年度までは、好景気により急激な伸びを示していたが、それ以降は景気の低迷に伴いその伸びは、鈍化の傾向にある。

数字的にみると、10 年前の平成 9 年度の 45,889 t から、平成 18 年度には 47,091 t へと 1,202 t 増え、2.6%の増加率を示している。

ごみの実態としては、特に近年、OA化が進むにつれて、コピー用紙やコンピューター用紙などの紙類や容器包装のトレイ、紙パック、ペットボトルなどのごみが多くなっているのが現状である。

ごみ処理総量の 30%前後が事業系ごみであり、さらに家庭系ごみも企業の製品を購入してそれを消費することによってごみが発生するのであるから、企業の製品から発生するごみの減量化は重要な課題である。

これら事業系に関連して、よく企業責任・製造者責任といった言葉が聞かれるが、製造・流通・販売業界に対し、使い捨て製品の商品化の自粛や抑制、再生利用できる製品の開発、過大包装の自粛及び包装の適正化、再生資源・再生製品の使用などに努めることを要請していくことが重要である。また、事業所から処理施設へのごみ搬入量について、規制を設けることも考えられる。

既に、平成 13 年 4 月から家電業界では、耐久消費財の大型電化製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の回収、リサイクルシステムを整備した家電リサイクル法が実施されている。

また、その他の個別法として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法」（食品リサイクル法）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が制定された。さらに、平成 14 年には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定された。これらの啓発も図っていく必要がある。

（2）事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導について

① 概要

事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要領によれば、事業用大規模建築物の占有者又は所有者（以下「占有者等」という。）は、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理を図らなければならないとされており、占有者等は、廃棄物管理責任者を選任し市長に届け出ること、及び事業系一般廃棄物の減量及び適正処理を推進するために、前年度における実績に基づき、当該年度の計画を廃棄物減量計画書により作成し、市長に提出するものとされている。

市長は、上記事項等について、必要に応じて指導を行うべきものとされており、指導は、相手方の承諾を得た上で、建物等への立入調査等により行うものとする。その結果、改善を求める必要があると認める場合は、書面により助言又は勧告を行うものとするとしている。

以下が、事業用大規模建築物の対象要件である。

- （ア）店舗、事務所、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、学校、旅館等の事業に供する建築物（事業用建物）の中で、下記の要件を満たす建物
 - （i）延べ床面積が 3,000 m²以上
 - （ii）学校教育法第 1 条に規定する学校については、延べ床面積が 8,000 m²以上
- （イ）店舗面積が 1,000 m²を超える大規模小売店舗
- （ウ）店舗面積が 500 m²を超える主として飲食料品を量販する小売店舗

② 監査の結果

(ア) 廃棄物減量計画書を提出するよう指導すべきものについて

上記指導要領により、占有者等は、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理を推進するために、当該年度の計画を廃棄物減量計画書により作成し、市長に提出しなければならないが、対象者164社中、156社しか提出されておらず、8社が提出されていない。ごみの減量化については、積極的に推進することが市の責務として極めて重要であり、そのためには、廃棄物減量計画書の提出は、必須であると考えられる。

これに対して、岐阜市は、占有者等の事業所に出向いて督促を行ったとのことであるが、廃棄物減量計画書を提出させることには、強制力がなく、又罰則規定もないため、指導には限界があるのが現状である。今後も占有者等に対して廃棄物減量計画書の提出を継続して求めていくとともに、提出に強制力を持たせることを検討すべきである。

(イ) 事業用大規模建築物の対象要件について

事業用大規模建築物の対象要件については、概要において記載したとおりであるが、現状の基準は、面積の大きい事業場については、ごみ量が多いとの推測のもとに面積が大きい事業場を基準として対象が設定されている。しかし、面積が大きければごみ量が必ずしも多いとはいえず、面積を基準としたがために、本来ごみ量が多く改善の必要性があるにもかかわらず、指導の対象とされない事業所(例えば飲食店)がある。また、逆に面積は大きいのごみ量が少なく、指導の必要性の少ない事業所が対象となってしまう、非効率となっている事業所(例えば事務所)が存在する。従って、面積を基準として対象を設定するのではなく、本来は、ごみ量を基準として対象を設定することが必要である。現状では、事業系一般廃棄物の収集業務は、許可業者が実施しており、許可業者は、事業者ごとの予定排出量を基に料金を徴収しているが、実際の事業者ごとの廃棄物排出量は把握していない。従って、岐阜市は事業者ごとの排出量は把握できないため、面積を基準として対象者を決定している。今後は、岐阜市が許可業者に事業者ごとの廃棄物収集量を把握させることにより、廃棄物排出量を基準として指導対象者を決定する必要がある。

③ 意見

(ア) ごみ減量化の指導について

ごみ減量化の指導は、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理を図るため、必要に応じて相手方の承諾を得た上で、建物等への立入調査等により行うものとされ、その結果、改善を求める必要があると認める場合は、書面により助言又は勧告を行うものとされている。岐阜市では、担当職員2名が、年間で40から50箇所の事業所に立入調査を行っている。立入調査は、廃棄物減量計画書をもとに実施され、詳細な指導が行われている。

岐阜市は、様々な業種及び事業所に立入を行うことによって、様々なごみ減量化方

法を把握することができる。従って、有用なごみ減量化方法は、ホームページやパンフレットで積極的に開示していくことが望まれる。

また、減量化に積極的に取り組んでいる事業所名を一般に公表し、表彰することも、市民のごみ減量化の意識を高めるという意味で効果があるのではないかと思われる。

(3) 一般家庭等の剪定枝葉の資源化について

① 監査の結果

岐阜市内から発生する剪定ごみや河川等の草刈り後の草木処理は野焼きが主体であったが、平成13年4月1日から野焼きが禁止されたため、普通ごみとして一般家庭からの排出が増えている。剪定枝葉の処理方法は、一般家庭等が自己所有敷地内の剪定を行い、発生した剪定枝葉については量が2袋程度までであれば普通ごみ収集で収集しており、多量であれば数回に分けて排出するか、岐阜市施設に自己搬入している。また、剪定を業として行いそれに伴って発生した剪定枝葉については、岐阜市施設では受け入れていないため、再資源化処理としてチップにして堆肥化している業者がある。

一般家庭等の剪定枝葉について、チップ化、堆肥化すること等によりリサイクルの余地がある資源を処分することは、ごみ減量にもつながらない。従って、一般家庭等の剪定枝葉についても、業者に依頼する場合は、チップ化、堆肥化を行っている剪定業者を岐阜市がリサイクル協力業者として認定し、出来る限りこのような業者に剪定を依頼するようにすることや、チップ化、堆肥化する機械を街角に配置しそれを利用してもらうこと等により、リサイクルの促進を図るべきである。

(4) 市民啓発活動について

① 監査の結果

岐阜市では、概要に記載したとおり、さまざまな市民啓発活動を実施している。夏休み親と子の学習会については、18年度は、応募者100名に対して、定員52名と応募者が定員を上回っている状況である。また、リサイクル学習バスは、自治会単位で4年に一回の割合で、岐阜市リサイクルセンターまでのバス代を補助するものであり、昨年度までは、2年に一回の割合であったが、予算の関係で4年に一回に変更された。さらに、小学校4年生に対して、学校教育の一環として岐阜市リサイクルセンターの見学会を行っている。

今回、岐阜市リサイクルセンターを見学したが、ごみ処理の実情と苦労が大変よく理解でき、勉強になる部分が多かったように思われる。市民のごみ処理に対する理解と協力を得るには、このような見学会を実施することは非常に有効な手段であると思われる。

しかしながら、見学者数は岐阜市の予算削減もあって、近年は下記のとおり年々減少している。

見学者数の推移（岐阜市リサイクルセンター）

	16年度	17年度	18年度
見学者数	2,144人	1,487人	1,377人

啓発活動は、継続的に実施していくことが重要であり、限られた予算ではあっても見学者数を増やすような努力が必要である。また、見学者の内訳をみると、小学校と自治会の団体を除いた一般の参加者は18年度で8人と極端に少ない。これは、施設の見学会を実施しているということが知られていないからであるとも思われるので、岐阜市は一般の見学者を増やすようPRすべきである。

さらに、見学会は平日の昼にしか実施しておらず参加できる人は限られているが、年に何回かは休日に見学会を実施することで、今まで参加できなかった人が参加できるようにすることや、夏休み親と子の学習会では、応募者数が定員を上回っているため、抽選によって参加者が決定されているが、応募者は全員参加できるようにすることも見学者を増やす有効な手段であると思われる。

II. 収集・運搬について

1. 概要

(1) 収集方法の概要

平成 18 年 1 月に岐阜市と柳津町は合併したが、ごみ収集・運搬方法は統一されておらず、下記のとおりとなっている。

岐阜地域		柳津地域
ごみ処理事業 ・ 家庭から出るごみの取扱い		ごみ処理事業 ・ 家庭から出るごみの取扱い
分別内容（主に家庭系対象）		分別内容（主に家庭系対象）
排出一収集時	中間処理後	<ul style="list-style-type: none"> 家庭可燃ごみ 不燃物 (木製品類/金物類/ガラス・がれき類) リサイクル・資源ごみ (プラスチック製容器包装/トレー類/古紙・古着類/ビン類/ペットボトル/缶類)
<ul style="list-style-type: none"> 普通ごみ 粗大ごみ (不適物含む) ビン・ペットボトル カン 廃乾電池・廃蛍光管 	(左記に加えて) <ul style="list-style-type: none"> 金属類(スチール・アルミ・破碎処分不適物) ガラス類 	
ごみ袋の指定 <ul style="list-style-type: none"> 無色透明 乳白色半透明 同様のレジ袋 他都市の指定袋は使用しない 		ごみ袋の指定 <ul style="list-style-type: none"> 無色透明 乳白色半透明 同様のレジ袋 他都市の指定袋は使用しない
普通ごみ <ul style="list-style-type: none"> 収集回数 週 2 回 		普通ごみ <ul style="list-style-type: none"> 収集回数 週 2 回
カン・ビン・ペットボトル <ul style="list-style-type: none"> 収集回数 週 1 回 (カン・ビン・ペットボトル) 		リサイクル・資源ごみ (カン・ビン・ペットボトル・トレー・発泡・古紙・古着類等) <ul style="list-style-type: none"> 収集回数 月 2 回 (資源ステーションにおいては、毎日収集)
祝日収集 <ul style="list-style-type: none"> 対象 普通ごみ、カン・ビン・ペットボトル 		祝日収集 <ul style="list-style-type: none"> 対象 普通ごみ

<p>粗大ごみの取扱い</p> <p>○粗大ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集回数 戸別 随時（平日） 持込 随時（平日、第4土日） ・収集運搬方法 委託 ・料金制度等 有料（品目別） 200～1,600円（直接搬入は半額） <p>○がれき類（破碎処分不適物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集回数 戸別 随時（平日） ・収集運搬方法 直営 ・料金制度等 有料（重量制） <p>○廃蛍光管・廃乾電池</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集回数 常設ステーション 随時 ・収集運搬方法 直営（借上） ・処理 委託 <p>※ 直営環境事務所にて、破碎・ドラム缶詰</p> <p>○ごみ処理施設の設置</p> <p>市単独 東部クリーンセンター 市単独 掛洞プラント 一部事務組合 岐阜羽島衛生施設組合</p>	<p>粗大ごみの取扱い</p> <p>○不燃ごみ（金属類、ガラス、瓦礫類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集回数 地区ステーション 月1回 持込なし ・収集運搬方法 委託 ・料金制度等 無料 <p>○木製品類（燃える大型ごみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集回数 地区ステーション 月1回 持込なし ・収集運搬方法 委託 ・料金制度等 無料 <p>○大型家電品は収集しない</p> <p>○廃蛍光管・廃乾電池 （不燃ごみ収集「ガラス・がれきの日」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集回数 地区ステーション 月1回 ・収集運搬方法 委託 ・処理 委託 <p>○ごみ処理施設の設置</p> <p>一部事務組合 岐阜羽島衛生施設組合</p>
--	---

(2) ごみ収集業務の直営から委託化への経緯

平成8年度からごみ収集経費を削減するため、岐阜市行政改革大綱において、民間委託することが定められ、収集量の約2割を民間に委託した。その後、更に平成10年度に2割を民間委託した。

(3) 収集・運搬方法

① 収集の方法及び回数等

(表1-2)

区 分			収集・運搬						
			収集形態			収集回数		自己搬入	
			市		民間 (許可)	岐阜地域	柳津地域		
			直営	委託					
生活系	家庭系	普通ごみ	○	○		週2回		随時	
		粗大ごみ		○		随時	月1回 ※4	随時	
		がれき類	○	○ ※2				×	
		ビン・ペットボトル		○		週1回	月2回	随時 ※5	
		カン	○	○ ※2					
		廃乾電池		○		週1回 ※3	月1回 ※4		
		廃蛍光管		○					
		廃食用油	○			月1回	—		
		廃発泡スチロール/白トレイ	○	○ ※2			月2回		
		プラスチック製容器包装	○ ※1	○		月1回 ※1			
		古紙類		○		—			
	古着類		○						
	都市美化	普通・粗大ごみ	○	○		随時			—
		ビン・ペットボトル・カン	○	○					
その他		○	○						
事業系	学校等 (公立)	普通・粗大ごみ	○	○	○	週2回 ※6、随時		随時	
		ビン・ペットボトル・カン	○	○	○	週1回 ※6、随時		×	
		その他			○	随時			
		生ごみ		○		2週5回			
	一般	普通・粗大ごみ			○	随時		随時	
		ビン・ペットボトル・カン			○			×	
その他				○					

※1 モデル事業のための暫定体制。 ※2 柳津地域は委託。 ※3 排出は随時。
 ※4 木製品類・可燃粗大ごみ、金属類、ガラス・がれき類の別。 ※5 柳津資源ステーションのみ。
 ※6 家庭系処理ルートで実施する場合。

(ア) 普通ごみ

岐阜市内に約 20,600 ヶ所ある自治会等が指定する集積場所へ、無色透明もしくは乳白色で中身のわかる半透明の袋(同様のレジ袋可)で排出するステーション方式を原則として、週2回の曜日を指定し、直営及び委託により収集し、焼却施設(東部クリーンセンター、掛洞プラント、衛生センター)へ搬入する。

(イ) ビン・ペットボトル・カン

岐阜市内に約 20,600 ヶ所ある自治会等が指定する集積場所へ、無色透明もしくは乳白色で中身のわかる半透明の袋(同様のレジ袋可)で排出するステーション方式を原則として、週1回の曜日を指定し、ビン・ペットボトルは委託、カンは直営により収集し、選別処理施設(岐阜市リサイクルセンター)へ搬入する。

柳津地域は、「リサイクル・資源ごみ」収集として、区域内19ヶ所の集積場所のプラスチックコンテナ等に排出する地区ステーション方式として、月2回の日を指定し、委託により収集する。

(ウ) 粗大ごみ

事前の電話申請(粗大ごみ受付センター 受付日時:月から金曜日 8時30分から17時まで)により、1回につき20点までを申し込むことができ、委託により戸別収集し、破碎施設(東部クリーンセンター/老洞環境事務所粗大ごみ審査場)へ搬入する。処理は品目別の有料制度とし、排出者は事前準備として規定の粗大ごみ処理券の貼付もしくは処理袋への梱包を要する。

柳津地域は、「不燃ごみ・木製品類」収集として区域内19ヶ所の集積場所のプラスチックコンテナ等に排出する地区ステーション方式として、木製品類・可燃粗大ごみ、金物類、ガラス・がれき類の別にそれぞれ月1回の日を指定し、委託により収集を行う(無料)。

(エ) がれき類(破碎処分不適物)

粗大ごみと同じ手続きで1回につき200kg(1個あたりは80kg)までを申し込むことができ、直営により戸別収集し老洞環境事務所へ一時保管する。住民負担は10kgあたり200円の有料制度とし、排出者は収集時に計量に立ち会いのもと現金精算する。柳津地域は、不燃ごみ(ガラス・がれき類)の指定日に収集する。

(オ) 特定家庭用機器再商品化法対象品目

小売業者の引き取り義務のない家電リサイクル法対象品目については、粗大ごみの扱いで収集し、製造事業者等指定引取場所へ運搬する。柳津地域は、岐阜市が収集を行わず許可業者が収集する。

(カ) 廃蛍光管・乾電池

岐阜市内に設置してある集積場所の常設ボックスに随時排出する方式とし、概ね週1回、委託により収集し、木田一環境事務所へ一時保管(及び梱包)する。柳津地域は、粗大ごみ(ガラス・がれき類)の指定日に収集する。

(キ) 廃食用油・発泡スチロール/白色トレイ

自治会区域ごとの集積場所で、月1回の指定した曜日に、午前7時から午前11時

まで職員が常駐して収集し、木田一環境事務所へ一時保管(及び梱包)する。廃食用油はペットボトル等の容器で、廃発泡スチロール/白色トレイは透明袋で排出する。柳津地域は、資源ごみの指定日に収集する。

(ク) プラスチック製容器包装

柳津地域の実施分は、ペットボトル以外の全てのプラスチック製容器包装を対象に、資源ごみの指定日に無色透明もしくは乳白色で中身のわかる半透明の袋(同様のレジ袋可)で排出し、委託により収集し、処理の委託先へ搬入する。岐阜地域は、モデル地区を選定しボトル類のみを分別排出する。収集は暫定的に直営で行い、再商品化処理を委託する。

(ケ) 古紙類・古着類

柳津地域のみの実施で、資源ごみの指定日に古紙類は紐等で束ねて、古着類は透明袋で排出し、委託により収集し、再生事業者へ搬入する。

(コ) 都市美化ごみ

各種団体等が、ボランティア活動で行う都市美化清掃のごみや公共用地等に不法投棄されたごみを、直営及び委託により収集し、所定の処理施設へ搬入する。

(サ) 公立小中学校等ごみ

家庭系収集の余力の範囲で直営及び委託により普通ごみ等の収集を行い、所定の処理施設へ搬入する。

給食生ごみは、生分解性袋を使用して戸別の指定場所へ排出し、概ね2週間に5日の日程で、委託により収集し、岐阜市の堆肥化施設(エコプラント椿)へ搬入する。

(シ) その他の事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、原則として事業者が自ら処理(運搬及び処理)するか、事業者が自ら処理できない場合は、岐阜市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を委託するものとする。ただし、一般家庭から排出される一般廃棄物と合わせて週標準量50kgかつ、収集回数週2回を超えない事業系普通ごみは、家庭系収集に準ずることができるものとする。なお、許可業者が収集運搬(通常収集)する場合の収集料金は指導価格として11円/kgを上限とする。

量や材質、大きさ等の理由によって市の処理業務に支障をきたすおそれがある廃棄物(処理困難物)については、岐阜市施設では処理しない。

(ス) ごみの自己搬入

引っ越し等、臨時に排出される普通ごみ・粗大ごみ、事業者自らが搬入する事業系普通ごみ・事業系粗大ごみは、岐阜市が収集・運搬を許可した業者に処理を委託する

か、もしくは事前に搬入承認を受けて自己搬入することができる。普通ごみは、原則として環境事業室及び焼却施設窓口で搬入申請書を提出したうえで搬入承認を受けることができる他、電話申請が可能な場合がある。粗大ごみは、「粗大ごみ受付センター」へ事前に電話申し込みをすることで、有料で搬入することができる。ただし、柳津地域の粗大ごみは、自己搬入することができない。資源ごみは、家庭系を対象に柳津資源ステーションへ自己搬入することができる。

(セ) 道路上の飼い主不明犬猫等動物死体

市民からの通報に基づき、毎日委託により収集し、市斎苑にて火葬する。

(ソ) 産業廃棄物の併せ処理

廃棄物処理法第11条第2項に基づいて、岐阜市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物は、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及び動物系固形不要物とする。なお、処理費用として搬入量1kgあたり11円を徴収する。

(4) 収集管理基地等の概要

(ア) 直営

施設名	老洞環境事務所	木田一・二環境事務所
所在地	岐阜市芥見 6 丁目 394	岐阜市木田 5 丁目 54-1
敷地面積	7,271.00 m ²	9,266.49 m ²
建物延面積	1,271.00 m ²	2,829.48 m ²
業務	<p>【概ね市内東部地域を所轄する業務】普通ごみ収集/ビン・ペットボトル・カン収集/ルールの指導啓発/不法投棄防止対策</p> <p>【概ね市内全域を所轄する業務】粗大ごみ/がれき類収集/都市美化ごみ収集</p>	<p>【概ね市内西部地域を所轄する業務】普通ごみ収集/ビン・ペットボトル・カン収集/ルールの指導啓発/不法投棄防止対策</p> <p>【概ね市内全域を所轄する業務】廃乾電池・蛍光管収集/廃食用油・廃発泡スチロール・白色トレイ収集</p>

(イ) 一般廃棄物収集運搬許可業者（法第 7 条に規定する業者）

許可番号	業者名・代表者氏名	所在地	許可条件
1	中日本クリーナー(株) 代表取締役 井伊 典央	岐阜市大菅北 4 番 2 0 号	地域限定 網代・市橋・鏡島・加納東・加納西・木田・木之本・京町・金華・黒野・合渡・西郷・鷺山・島・城西・七郷・則武・本郷・本荘・明德の一部・徹明の一部
2	中部浄化工業(株) 代表取締役 山口 繁	岐阜市北野西 2 3 6 番地	地域限定 藍川・芥見・芥見東・華陽・長森南・長良・長良東・白山・三輪北・三輪南・徹明の一部
3	(株)出倉商店 代表取締役 出倉 裕之	岐阜市宇佐 3 丁目 1 番 6 号	地域限定 茜部・厚見・岩・鶉・日置江・三里・徹明の一部
4	中島清掃(株) 代表取締役 中嶋 壱	岐阜市栗野西 7 丁目 1 7 9 番地	地域限定 岩野田・岩野田北・方県・常磐・長森・長森東・長森西・長良西・梅林・日野・明德の一部・徹明の一部
5	野々村商店(株) 代表取締役 野々村 清	岐阜市則松 2 丁目 1 5 7 番地	排出場所限定 岐阜市中央卸売市場
6	美濃ラボ(株) 代表取締役 社長 岩田 美子	海津市平田町今尾 1 1 9 5 番地の 1	品目指定 実験動物死体
7	岐阜産衛 代表者 高橋 敏子	岐阜市小西郷 5 3 4 番地 1	品目指定 産褥汚物
8	トヨコーポレーション(株) 代表取締役 花房 愛	岐阜市真砂町 1 丁目 2 0 番地 1	排出者限定 岐阜フォーラム 2 1 及び大夢館会員
9	高島衛生工業(有) 代表取締役 高島 正秀	岐阜市境川 1 丁目 1 7 2 番地	地域限定 柳 津

(5) ごみの広域処理に係る処理計画

「山縣市と岐阜市との間のごみの焼却処理の事務委託に関する協議書」に係る計画において、ごみの広域処理に係る処理計画が定められた。

(ア) ごみの焼却処理の受託

山縣市で発生する可燃ごみ及び粗大破碎後可燃ごみの処理を受託して、掛洞プラントで焼却処理する。

(イ) 搬入の方法及び量

山縣市の直営車両及び同市の一般廃棄物収集運搬委託業者並びに同市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者の車両にて搬入する。

(ウ) 残さの量及び処分方法

山縣市は、搬入ごみ量に焼却残さ率 14% を乗じた量の焼却残さを、山縣市クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に運搬し処分する。

2. 外部監査の結果

(1) 平成 18 年度の環境事業部における契約について

① 概要

環境事業部における委託契約額総額は 1,849,339 千円 (139 件) であり、うち 500 万円以上の契約額総額は 1,798,597 千円 (41 件) となっている。

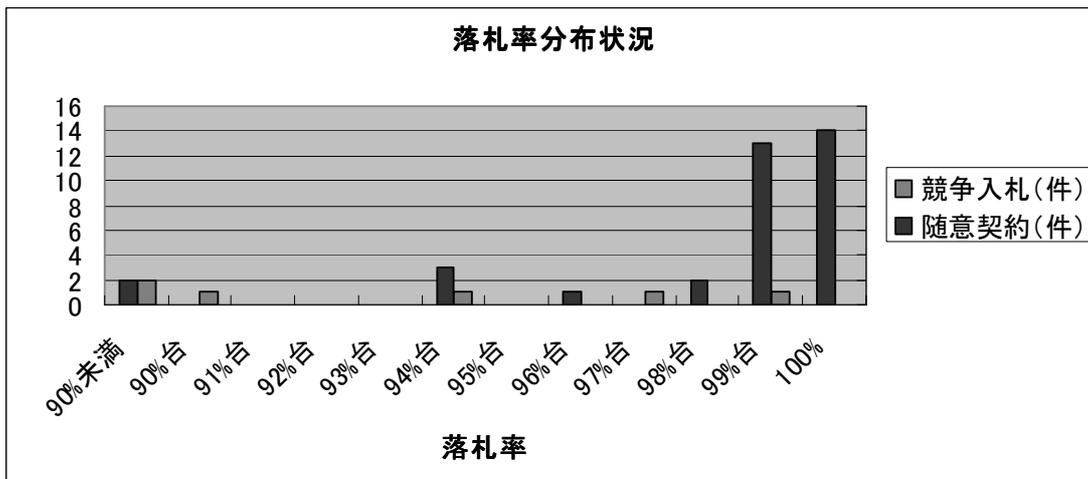
なお、契約方式別の状況は以下の通りである。

(A) 平均落札率 (500 万円以上の契約のみ抜粋)

区分	予定価格(千円)	契約金額(千円)	件数	平均落札率(%)
指名競争入札	138,100	118,022	6	85.5%
随意契約	1,681,440	1,680,575	35	99.9%
合計	1,819,540	1,798,597	41	98.8%

(B) 落札率の分布状況

落札率 (%)	指名競争入札 (件)	随意契約 (件)
100%	0	14
99%台	1	13
98%台	0	2
97%台	1	0
96%台	0	1
95%台	0	0
94%台	1	3
93%台	0	0
92%台	0	0
91%台	0	0
90%台	1	0
90%未満	2	2
合計	6	35



指名競争入札の平均落札率が、85.5%であるのに対し、随意契約の平均落札率は、99.9%と極めて高い落札率となっている。

(C) 一者随意契約の内容

平成 18 年度の塵芥処理費のうちごみ収集運搬委託業務に係る随意契約のうち、500万円以上の契約を抽出したところ、その全ての契約が一者随意契約であった。

その契約内容は以下の通りである。

番号	契約内容
①	一般廃棄物収集運搬業務委託(その1)
②	一般廃棄物収集運搬業務委託(その2)
③	一般廃棄物収集運搬業務委託(その3)
④	一般廃棄物収集運搬業務委託(その4)
⑤	一般廃棄物収集運搬業務委託(その5)
⑥	一般廃棄物収集運搬業務委託(その6)
⑦	一般廃棄物収集運搬業務委託(その7)
⑧	一般廃棄物収集運搬業務委託(その8)
⑨	一般廃棄物収集運搬業務委託(その9)
⑩	一般廃棄物(資源ごみ)収集運搬業務委託
⑪	学校等生ごみ収集運搬業務委託(その1)
⑫	学校等生ごみ収集運搬業務委託(その2)
⑬	南部地域特別巡回収集業務委託
⑭	ビン・ペットボトル類の収集運搬業務委託
⑮	犬・猫等動物死体収集運搬業務委託
⑯	粗大ごみ収集運搬業務委託

※注 これらの契約は地域が異なるだけで業務内容は同一であるが契約金額には若干の差がある。そのため、個々の契約金額を記載することは今後の契約に影響を及ぼす可能性があるため契約金額は記載していない。

岐阜市契約規則第 29 条によると、随意契約によるときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならぬとされ（第 1 項）、ただし、政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までのいずれかに該当する場合においては、一人の者と随意契約することができるとしている（第 2 項）。

ここで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号の内容は以下の通りである。

(第 1 号)

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第 5（市町村に係る部分のみ）

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	130 万円
財産の買入れ	80 万円
物件の借入れ	40 万円
財産の売払い	30 万円
物件の貸付け	30 万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

（第 2 号）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（第 3 号）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

（第 4 号）

競争入札に付することが不利と認められるとき。

（第 5 号）

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（第 6 号）

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

（第 7 号）

落札者が契約を締結しないとき。

② 監査の結果

（ア）一般廃棄物収集運搬業務（番号①～⑩まで）を一者随意契約とするものの妥当性について

上記①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩については、民間委託後、毎年、同一業者と一者随意契約がなされているが、随意契約理由書によれば、その理由について、下記のように記載されている。

(A) 本業務の受託は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び同法施行令（昭和46年政令第300号）の規定に基づく委託基準に適合した一般廃棄物収集運搬委託可能認定業者でなければならない。

一般廃棄物収集業務委託認定業者とは、平成8年度岐阜市一般廃棄物収集運搬業務委託要綱によれば、平成8年1月1日以前において一般廃棄物の収集又は運搬業の許可を本市から受け、一般家庭及び事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬業務を自ら実施している者又は本市において、一般廃棄物の収集又は運搬業について相当の経験を有する者であることとされている。

(B) 本業務は、直接市民生活に結びついた業務であり、業務の遅滞・停止等があれば、市民生活及び地域の経済活動に重大な混乱を招く重要かつ特殊な業務である。

(C) 現受託業者以外が受託した場合、特殊車両の入手、従業員の確保及び業務教育、収集コース及びごみステーションの位置の把握を行う期間が短く、業務を円滑に遂行することができず市民生活に多大な影響が出る可能性が高い。

(D) 当業者は、一般廃棄物収集運搬委託可能認定業者であり、現在同業務を受託しており、収集委託区域内の収集コース・ごみステーションの箇所及び収集にかかる諸問題等を熟知しているので、市民生活の安定及び市民サービスを低下させずに業務を円滑に遂行できると考えられるため、当業務の相手方として希望する。

(E) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令4条第5項により、委託料は受託業務を遂行するに足りる額であることが必要であり、競争入札になじまないものである。

一般廃棄物収集業務とは、決められた区域内の一般家庭から排出されるごみを、ごみ収集車を使用して収集し焼却場まで搬送する業務である。この業務はある程度の特殊性はあるが、設備を整え一定の経験を積んだ業者であればどの業者であっても実施することは可能であると思われる。また、上記(B)、(C)、(D)のような経験が必要という理屈は、契約後に綿密な研修を実施することで対応することは可能であると思われる。従って、経験が足りないから委託できないということにはならないと思われる。それよりも、毎年同一業者がほぼ同額で契約するということが当たり前といった状況においては、上記理由書に記載されている有効な面よりも、競争原理が働かず、業者は創意工夫を怠り、効率性、サービスの向上等が期待できない等の弊害の方が大きいと思われる。

さらにいうならば、近年、岐阜市の財政は厳しく、委託料や公共工事の契約金額は

減少傾向にあるなか、一般廃棄物収集業務の委託金額は、過去からほぼ同額であるという状況は、一般廃棄物収集業務委託が優遇されているといわざるをえない。一般的には、概要に記載のとおり、指名競争入札にすれば落札率は大きく下がり、委託料も低く抑えることができると思われる。上記(D)に記載されているような極端に低い金額で落札して、その後業務を放棄するというようなことがあってはならないのは当たり前のことであり、一部の業者が高い受託金額で業務を実施し続けることは許されない。

以上、随意契約理由書に記載されている一者随意契約とすることの理由は妥当とはいえ、今後は、少なくとも数年に1回は、競争入札を実施することによって、競争原理が働くようにすべきである。

また、②、⑧については、上記で述べた理由とは異なり、一者随意契約とするのは、「合特法」(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法)に基づくものである。

「合特法」は、し尿処理業者等の経営が下水道の普及によって著しい影響を受けることを緩和し、経営の自立、事業の近代化を図るために設けられた法律である。

「合特法」に基づいて県から「下水道の整備等に伴う合理化計画基本方針」が各市町村長に通知され、これを受けて県内市町村と、し尿処理業者等の組合との間で「合理化に関する基本協定・グランドルール」が締結された。これにより、岐阜市は平成8年8月に、し尿処理業者等と「岐阜市における合理化問題に関する協定書」を締結し、これに基づき法律上限定され一者随意契約が交わされている。

随意契約理由書によれば、それ以外の理由は下記のように記載されている。

(A) 本業務は、直接市民生活に結びついた業務であり、業務の遅滞・停止等があれば、市民生活及び地域の経済活動に重大な混乱を招く重要かつ特殊な業務である。

(B) 現受託業者以外が受託した場合、特殊車両の入手、従業員確保及び業務教育、収集コース及びごみステーションの位置の把握を行う期間が短く、業務を円滑に遂行することができず市民生活に多大な影響が出る可能性が高い。

(C) 当業務は、現在同業務を受託しており、収集委託区域内の収集コース・ごみステーションの箇所及び収集にかかる諸問題等を熟知しているため、市民生活の安定及び市民サービスを低下させずに業務を円滑に遂行できると考えられる。

「合理化に関する基本協定・グランドルール」には随意契約による補償の方法が定められており、代替業務の適正化について、10年ごとに見直しを行うとされている。現在、協定締結から10年以上が経過しており、見直しを行う期間は既に到来してい

る。グランドルールには明確な補償の期間、量等が定められていないことから、早期に補償についての検証を行い、上記契約の継続の可否及び契約量について検討する必要がある。

(イ) 設計金額の積算について

ごみ処理経費のなかで収集運搬コストは、平成 17 年度実績で約 56%を占めており、最も経費のかかる部門であるため、収集サービス水準を低下させることなく経費を削減することが重要な課題である。このため、平成 8 年度からごみ収集経費を削減するため、収集量の約 2 割を民間に委託し、更に平成 10 年度に 2 割を民間委託した。

平成 18 年度一般廃棄物収集運搬業務（番号①～⑩まで）は、合計契約金額 546,304 千円に対して、予定価格合計は 556,897 千円であり、平均落札率は 98%と極めて高い落札率となっている。各契約ごとの落札率も 94%から 100%と高い落札率となっており、指名競争入札の平均落札率が 85.5%であることから、大幅に高い落札率となっている。また、各契約とも（⑨、⑩を除く）契約金額は、過去 3 年間同額であり、経費を削減するという当初の目的が達成されているかは疑問である。

現状では、一般廃棄物収集業務の 4 割程度を民間委託しており、平成 8 年度当初の想定では民間委託したほうがコストは低くなるということであったが、実際は、民間委託した場合と直営の場合ではコストは大差ない状況となっている。

一般競争入札とは異なり、随意契約においては、設計金額の妥当性が強く求められる。特に当該契約のように設計金額と契約金額がほぼ一致しているような場合においては、なおさら設計金額の妥当性が重要である。

しかし、下記に述べるような設計金額の改善が必要と思われるケースがあり、岐阜市は、早急に改善すべきである。設計金額は、人件費、車両関係費、予備費、諸経費の 4 区分の積算によって計算される。

(i) 人件費について

人件費については、岐阜市の行政職俸給表（二）に基づいて計算され、手当も岐阜市職員と同程度で計算されている。しかし、委託先の業者は民間企業であり、岐阜市の職員ではない。従って、岐阜市の行政職俸給表（二）に基づいて計算することは妥当ではなく、岐阜市内の中小企業の実態に基づいた人件費の積算をすべきである。

(ii) 諸経費について

諸経費は、管理者給料、建物減価償却費、修繕費、事務用消耗品費、光熱水費、旅費、交通費、事業主利益等とされている。その計算方法は、18 年度は、人件費、車両関係費、予備費の合計の 14.5%として計算されている。17 年度は、12.8%で計算されており、料率が 1.7%上昇している。岐阜市の委託料の総額が減少している状況にあって、料率が上昇しているのには、それなりの理由が必要であると思われるがその理由が明確ではない。

毎年委託金額がほぼ同額であるという状況においては、諸経費でいわば帳尻を合わせているにすぎない。このような形式的積算は早急にやめるべきであり、必要な経費であれば、積算方式で適切に計算を実施すべきである。

(ウ) 学校等生ごみ収集運搬業務委託(その2)の契約先について

学校等生ごみ収集運搬業務委託(その2)(契約金額 約15百万円)の契約は学校等の生ごみの回収を委託したものであるが、現在、当該契約先は、元従業員からの申し立てに伴う債権差押命令により、岐阜市の委託料に関する債権を差し押さえられている。契約先は委託業務の遂行に必要な人員と資金を有しており、当該差押によって委託業務の遂行に直接支障が出ることはないとのことである。しかし、裁判により双方が争っていることから、岐阜市は毎月の委託料を法務局に供託しており、通常の委託料の支払とは異なる業務が必要となっている。また、会社と元従業員の間でトラブルを抱えている会社が、受託業務を適切に遂行できるかは疑問である。

さらに、この契約は生ごみ収集に関する委託契約であるが、当該業務の委託は一般廃棄物収集運搬委託可能認定業者に限られており、ごみ収集車という汎用性のない多額の資本投資が必要となる特殊業務であるため、競争に切り替えた場合には過剰投資のリスクによる価格の高騰を招くおそれがあるとして一者随意契約によっている。しかし、岐阜市内には、当該契約先のほかにも一般廃棄物収集運搬委託可能業者は存在しており、上記理由のみによって一者随意契約とすることは、妥当ではない。従って、早急に契約を見直す必要がある。

(エ) 南部地域特別巡回収集業務委託について

南部地域特別巡回収集業務委託(契約金額 約15百万円)について契約内容および業務内容を確認した。

(A) 業務の目的・内容

岐阜市内の概ね国道21号線以南の地域を対象に、不適正排出ごみにかかる啓発業務に付随する収集運搬業務及び巡回パトロール等を行うことにより当該啓発業務の迅速化を図る。

(B) 業務日報の抜粋

18年9月13日(水)

作業場所	時間	作業内容
南部倉庫 ～木田一環境事務所	8:30～11:40	資源ごみ・違反ごみ投棄物等の搬入(320kg) 不燃粗大の積み込み 廃プラ残さの詰め替え
東部クリーンセンター	13:00～13:55	不燃粗大の搬入(450kg)
木田一環境事務所	13:55～14:40	かごの返却 フレコンバッタ回収
緑道公園 坂巻 高桑	14:40～16:20	堤防沿いポイ捨て回収(計2箇所)

この契約は、「合特法」に基づく契約であるが、日報を調査した限り、上記のように契約上は、17時までが業務時間であるにもかかわらず16時近辺に業務を終えていることが多かった。さらに主な作業として巡回を実施しているが、上記のような作業日報があるだけで、巡回実施状況の報告もされておらず、誠実に巡回がなされているか検証できない。また、上記巡回を実施することによって、不法投棄の件数が減少した等の効果の検証がなされていない。

上記のような状況においては、業務内容が契約金額に値する業務であり、それが適切に遂行されているか疑問である。今後は、巡回エリアを広げるなどによって、契約時間まで業務を実施するよう指導を行うこと、及び、巡回を実施した際には、報告書の提出を義務付ける等の改善を図るべきである。さらに、巡回業務を実施したことによってどのくらいの啓発効果があったのかを検証し、委託業務自体の有効性及び必要性を検討すべきである。

(オ) 見積書の内容について

現在、岐阜市では契約の締結に際して、委託業務の見積金額の提出を義務付けているが、当該金額の内訳を示した積算内訳書の提出は任意提出となっている。また、会社が任意に積算内訳書を提出する場合、積算内訳書の記載様式は詳細には決められておらず、会社によって異なっている。そのため、見積金額が適正なものであるか否かの判断は岐阜市独自の金額見積と業者の見積金額を対比することにより行われている。

しかし、岐阜市独自の見積金額は、人件費を公務員給与に置き換えて計算するなど、あくまで概算であり、当該金額と業者の見積金額の乖離によって金額の妥当性を判断することは適切でない。積算内訳書の提出を義務付けその記載内容を統一した場合、企業間比較が可能となり、より公正な判断が可能となると考えられる。

以上のことから、今後一定金額以上の契約締結の際には見積書の提出を義務付け、また、記載様式も詳細に決めることが望まれる。

(2) 岐阜市が羽島市へ請求するごみ搬送先変更費用について

① 概要

ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減対策の必要性から、平成 11 年 5 月 12 日付けで岐阜県ごみ処理広域化計画が示された。同計画に基づき、羽島市が岐阜羽島衛生施設組合への加入に際して、岐阜市と羽島市の間で、岐阜市が衛生施設組合に搬入していたごみの一部を岐阜市の他のごみ処理施設へ搬入することに伴うごみの搬送先変更費用を羽島市が負担することについての覚書を平成 14 年 3 月 27 日付けで締結した。下記が、過去に羽島市が岐阜市に支払ったごみ搬送先変更費用額の推移である。

年 度	費 用 額
16 年度	5,981 千円
17 年度	11,800 千円
18 年度	11,800 千円

搬送先変更費用の算定根拠（平成 17 年度以降分）

項目	実績値
収集運搬委託費用 平成 13 年度	479,096,100 円
平成 14 年度	510,206,970 円
費用の差額	A 31,110,870 円
平成 15 年度衛生施設組合ごみ処理単価 (1)	30,030 円/t
平成 15 年度東部クリーンセンター処理単価 (2)	20,275 円/t
平成 15 年度岐阜市最終処分場処理単価 (3)	3,828 円/t
ごみ処理単価差額 (1) - { (2) + (3) }	5,927 円/t
平成 13 年度衛生施設組合への搬入実績量 (4)	5,440.38t
平成 15 年度衛生施設組合への搬入実績量 (5)	2,182.24t
搬送先を変更した量 (4) - (5)	3,258.06t
控除額	5,927 円 × 3,258.06t B =19,310,522 円
ごみ搬送先変更費用 (A - B)	11,800,000 円

岐阜市の平成 13 年度の収集運搬委託費用と平成 14 年度の収集運搬委託費用との差額（以下「費用の差額」という。）から、衛生施設組合でごみ処理した場合の費用額と東部クリーンセンター及び岐阜市最終処分場でごみ処理した場合の費用の差額を控除（以下「控除額」という。）した金額を羽島市の負担金としている。

平成 16 年度から平成 17 年度にかけて負担額が大幅に増加しているのは、平成 16

年度については、施設の減価償却費分を考慮していなかったが、平成 17 年度については、施設の減価償却費分を考慮したためである。

② 監査の結果

羽島市の衛生施設組合への加入に伴い、岐阜市が衛生施設組合に搬入していたごみの一部を岐阜市の他のごみ処理施設へ搬入することに伴うごみの搬送先変更費用は、収集運搬委託費用差額（上記 A）であり、本来は羽島市が全額負担するべきものである。しかし、上記搬送先変更費用の算定根拠によれば、受入先である東部クリーンセンター処理単価と岐阜市最終処分場処理単価の合計が、衛生施設組合ごみ処理単価より低く、差額分は岐阜市が有利になっているため、その分については、羽島市は負担する必要がないということで控除して負担額が計算されている。

しかし、衛生施設組合ごみ処理単価には、最終処分費用も含まれており、衛生施設組合でごみ処理をすれば、焼却灰については、岐阜市の北野阿原最終処分用地で埋立にする必要がなく、埋立容積が減少しないというメリットがある。また、岐阜市最終処分場処理単価は、直接の建設費用及び維持管理費しか考慮されておらず、施設建設に要した職員の給与・事務費等や最終処分場の開設・維持に係る地元対応に要した経費などが考慮されていない。

従って、羽島市の搬送先変更に必要な負担額には、上記事項も考慮し、経費の精査をすべきである。

(3) 岐阜地域と柳津地域の収集・運搬方法の相違について

① 監査の結果

平成 18 年 1 月に岐阜市と柳津町は合併したが、ごみ収集・運搬方法には、上記概要に記載したとおり差異がある。特に、粗大ごみの取扱いについて、岐阜地域が有料戸別収集であるのに対して、柳津地域は、月 1 回ではあるが、無料ステーション収集であるという点が大きく異なる。これを悪用すれば、例えば、岐阜市の居住者が柳津地域のステーションに粗大ごみを無料で出すことも可能である。さらに、これ以外にも細かな差異があるが、同じ岐阜市内でごみ収集方法が異なるのは、市民に混乱をきたす可能性があるだけでなく、収集・運搬業務が効率的になされない可能性がある。岐阜市は、合併より 3 年を目処に見直しを行うとしているが、早急に統一するべきである。

(4) 事業系一般廃棄物の収集・運搬について

① 概要

岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年4月1日 条例第12号）及び岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和52年10月1日 規則第26号）において、事業系廃棄物については、下記のとおり定められている。

条例 第4条の2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない

規則 第3条 市長は、条例第5条の規定により事業活動に伴い排出される一般廃棄物(し尿を除く。以下同じ。)が一般家庭から排出される一般廃棄物と併せて週標準量50キログラムを超えるもの又は市長が定める収集回数を超えるものに対し、当該一般廃棄物の運搬を命ずることができ、特に必要と認めるときは、減量に関する計画の作成又は自己処分を指示することができる。

一方、家庭系廃棄物については、下記のとおり定められている。

条例 第4条の3 市民は、廃棄物の排出の抑制、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない

2 市民は、自ら処理できない一般廃棄物については、容器に収納するとともに、粗大ごみを所定の場所に持参する等市の行う収集に協力しなければならない

上記条例及び規則によれば、事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、原則として事業者が自ら処理（運搬及び処理）するか、事業者が自ら処理できない場合は、岐阜市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を委託するものとされている。

なお、許可業者が収集運搬(通常収集)する場合の収集料金は指導価格として11円/kgを上限とされている。

② 監査の結果

(ア) 事業系廃棄物排出予定量の把握について

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、原則として事業者が自ら処理することが原則とされている。ただし、家庭系廃棄物と合わせて週標準量50kgかつ、収集回数週2回を超えない事業系普通ごみは、家庭系収集に準ずることができるものとされている。この点、岐阜市は、個々の事業者が排出する週標準量を把握していない。

従って、事業者が週標準量 50 kgを超えて排出しているにもかかわらず、自らの責任で処理することなく岐阜市が収集を行っていたとしても検証できない可能性がある。特に、岐阜市は中小零細企業が多く、本来、事業系廃棄物として有料で処理しなければならないものが、家庭系廃棄物として無料で処理されているものが存在する可能性がある。

上記事態を回避するために、岐阜市は事業者事前に廃棄物排出予定量を提出させ、週標準量 50kg を超えるか否かの検証を行う必要がある。

(イ) 例外基準の見直しについて

一般家庭から排出される一般廃棄物と合わせて週標準量 50 kgかつ、収集回数週 2 回を超えない事業系普通ごみは、家庭系収集に準ずることができるものとされている。これは、廃棄物処理法の原則、すなわち家庭系廃棄物については岐阜市が収集を行い、事業系廃棄物については自らの責任で適正に処理しなければならないという原則の例外である。例外を認める基準としての週標準量 50 kgは相当多量であり、現状は週標準量 50kg 以下の場合であっても、廃棄物の量がある程度以上である場合は、事業者自らの処理をお願いしているのが実情とのことである。さらに、規則が作成されたのは昭和 52 年であり、相当の年月が経過していることもあり、現状に合った基準及びより厳しい基準に改定する必要があると思われる。

③ 意見

(ア) 許可業者の選定について

事業系一般廃棄物処理許可業者は、地域で一社或いは品目限定で総計 9 業者に、許可が出されている。許可業者は、平成 10 年度に一社増えた（排出者限定）のみであり、一般ごみ収集業者は、昭和 47 年度から変わっていない。

許可業者が収集運搬(通常収集)する場合の収集料金は指導価格として 11 円/kg を上限とされている。これは、あくまで収集料金であり、岐阜市の処理費用は受け取っていない。許可業者は、廃棄物の月平均排出量を算出して事業者と契約している。岐阜市は、1 地域 1 事業者であり、業者を選択することができないが、他市では、1 地域 1 事業者ではなく、複数の業者の参入を認めて、価格も自由に決めることができることとしているケースも存在する。本来、事業系廃棄物については自らの責任で適正に処理しなければならないというのが原則であり、その趣旨によれば自ら業者を選んで、自らの責任で費用負担することが原則である。従って、基準を満たした適正な業者であれば自由に業者を選定できるようにすることが原則であると思われる。

また、現在の状況では、最初に許可を受けた業者が、既得権益として独占的に業務を実施することができるため妥当ではないと思われる。さらに、料金が一律であるといってもサービスは均一ではなし、より有効な収集ノウハウを持った業者の参入を妨げており、参入障壁を取り払うことを検討すべきである。

その際、岐阜市は、基準を満たした適正な業者であるかどうかの判断を厳格に実施

すべきである。特に、現在許可を得ている業者については、過去から独占的に許可を与えてきたために判断が厳格になされていない可能性があるため、過去から許可を与えている業者であっても再度、基準を満たしているかどうかの検証が必要であると思われる。

(5) 自治会未加入者に対する通知について

① 概要

岐阜市では、毎年3月15日にごみ出しのルール等が記載されたパンフレットを自治会を通じて各家庭に配布を行っている。それ以外では、市役所の転入届けを出しに来た人に対して、窓口で配布を行っている。また、市役所に来庁すれば、窓口においてあるのでいつでもパンフレットを入手することができる。岐阜市は、パンフレットを通じてごみ出しのルールの変更等を通知し、周知徹底を図っている。

② 監査の結果

近年、岐阜市の自治会加入率は下記のとおり低下してきている。

年度	自治会数	加入世帯数(世帯)	総世帯数(世帯)	加入率(%)	総人口(人)
平成元年	2,471	107,422	132,832	80.9	410,127
:	:	:	:	:	:
14年度	2,520	110,644	153,773	72.0	409,141
15年度	2,532	110,503	155,662	71.0	410,128
16年度	2,545	110,391	157,116	70.3	410,400
17年度	2,554	110,905	158,625	69.9	410,493

上記概要に記載したとおり、ごみ出しのルールを記載したパンフレットは、自治会を経由して各家庭に配布されるが、自治会未加入者には、配布されない。岐阜市においても、自治会未加入者が多いと思われるアパート・マンションに対しては、ポストに投げ込みを行っているとのことであるが、正しく自治会未加入者に対して配布が行われているかは疑問である。また、パンフレットは市役所の窓口においてあり、いつでも入手可能な状態にあるとは言っても全ての人が自分からパンフレットを持っていくということは考えにくく、配布されなければ自治会未加入者は、パンフレットを所持していないという状況になる可能性がある。

自治会未加入者であっても、ごみステーションにごみを出すため、パンフレットがなければ資源ごみの日付がわからないし、ごみ出しのルールが変更になった場合もわからない等の不都合が生じ、結局は不適切なごみ処理がなされることに繋がる。従って、岐阜市は自治会に対して、自治会未加入者に対してもパンフレットを配布するよう要請すべきである。

(6) イエローカードの貼付について（木田一環境事務所）

① 概要

決められた日に決められたごみを排出することを周知徹底するため、岐阜市では、平成 10 年よりイエローカードをマナー違反のごみに貼付し、そのごみについては、収集しないという取り組みを行っている。

カードを貼られたごみの排出者は、一度ごみを持ち帰り、決められた日にごみ出しルールを守ったうえで再度出すということになっている。

具体的な業務は、ごみ収集要員がごみ収集時にルール違反のごみに対してイエローカード貼付後、地図に貼付状況をチェックし、指導グループに貼付状況を回付し、翌日以降、指導グループから自治会長等に違反ごみの存在を報告するという流れで指導が行なわれている。

② 監査の結果

(ア) マナー違反者に対する対応について

木田一環境事務所では、イエローカード貼付状況の集計を行っているがその件数は、数年間横ばいである。イエローカードを貼付することで、担当者の業務量は増え多大なコストが発生している。しかも、イエローカードを貼付したとしてもごみの排出者が判明しないことも多く、その場合には結局は岐阜市が回収することになる。マナー違反者が判明しない場合には、コストがかかったうえに指導も出来ないということになり、イエローカードを貼付する意味がなくなる。しかも、路上ステーションということもあり、長期間放置しておくことができないという実情があるため、一週間後には、やむなく回収してしまっていることがある。

市民としては、イエローカードを貼付されたとしても罰則があるわけではなく、結局は岐阜市が回収してくれると思えばイエローカードの効果は低い。

今後は、一旦イエローカードを貼付したら徹底的に排出者を特定し、排出者が判明するまでは岐阜市は違反ごみを回収しないという強い姿勢でのぞむべきである。そうでなければ、毎日発生するマナー違反にイエローカードを貼付し、自治会に報告するという仕事だけが発生し、一向にマナー違反はなくなるのではないだろうか。

また、ごみステーションの管理は、基本的に自治会の協力なくしては成り立たない。しかし、自治会まかせというのも問題である。なぜなら、ごみステーションの管理は、本来はごみ収集の一環として岐阜市の業務であり、自治会にはマナー違反者を処罰する権限もないからである。さらに 17 年度の自治会加入率は、69.9%であり、年々低下してきている。すなわち、自治会未加入者が増加しており、その住民に対して、自治会が指導力を発揮することは困難である。従って、マナー違反者に対しては、岐阜市が厳しく対応するべきである。

(イ) 通報処理報告書について

木田一環境事務所では、市民からの苦情及び通報を集計した通報処理報告書を作成している。これは、重要な案件は記録、保存することで、事務所内で情報を共有するという意図がある。しかし、これは、木田一環境事務所独自の方法である。情報の共有化は重要であり、環境事業室として、定型様式を定めるべきである。また、通報処理報告書を通査した結果、途中経過で終わっており、最終報告までなされていないものが存在した。今後は、最終報告まで求める様式を策定し、さらに最終的な責任者の承認も得る必要があると思われる。

(7) 一般廃棄物以外の分別収集について

① 概要

岐阜市では、平成9年度からペットボトルの分別収集を開始した。現在、ビンとペットボトルを同一の袋で収集している。収集後、岐阜市リサイクルセンターにおいて、専用設備で選別を行っているが、選別できないものについては、岐阜市リサイクルセンターの従業員が手作業で選別を行っている。

また、その他プラスチック製容器包装については、基本的には燃えるごみとして焼却しているが、モデル的に一部の地域のみ分別回収を行っている。しかし、分別回収の意識がまだ低いのかリサイクル不可のものが混入してしまっており、岐阜市の職員が手作業で選別を行っている状況である。

② 意見

その他プラスチック製容器包装のモデル事業のように細かく分別方法を定めれば、資源化が容易になるというメリットがあるが、それは完全に分別がなされている場合のみであり、現状は、結局、分別し直しているという状況である。

岐阜市リサイクルセンターにおいて、再分別作業が行われていたが、一つ一つ手作業で実施されており、そこには膨大なコストがかかっていると思われる。分別収集の方法を周知徹底させることで適切な分別が行われるよう住民に指導し、市民も正しく分別を行おうという意識が芽生えたとしても、間違いは発生するし、分別の方法は複雑である。またそれを理解できない人もいるため、完全に分別がなされることは不可能であり、今後も再分別作業は不可欠な作業であると思われる。さらに、ルールが複雑になれば、指導する手間も多く発生するし、なにより市民に負担がかかる。

また、収集運搬費用についても、詳細に分別を行った場合、分けて収集する必要があるため、収集運搬費用が分別を行わなかった場合よりも多くかかることになる。「(1)平成18年度の環境事業部における契約について」(38ページ)でも述べたが、ごみ処理経費のなかで収集運搬費用が最もコストがかかるため、収集運搬費用の増加は、重大な問題である。

現状では、一般的に言われている分別を行うメリットは、資源化が容易であるということであるが、上記のとおりそうであるともいえない。資源化を容易にするというメリットを得るためには、相当徹底して分別を実施しなければ、効果は得られず膨大なコストがかかる。

全国で初めて容器包装リサイクル法に基づく収集を完全実施し、リサイクル先進市とされる名古屋市は、「資源化貧乏」といわれている。97年にはわずか16億円だった資源ごみの収集・分別費用は、04年には70億円にまで膨れ上がった。

それならばいっそうのことできるだけ分別項目を限定し、分別収集には、よけいな手間とコストをかけないようにした方が望ましいのではないかと思われる。特にその他プラスチック製容器包装については、多種類のプラスチックを含み、収集区分があいまいなことから異物や不適合物を除き切れない。そのため、プラスチックとしては、下位の製品にしか再生できず、処理量の半分は工程のなかで産業廃棄物として捨てられ、それでいて処理費用が高いとなれば、石油製品であるプラスチックは燃やして発電に使用したほうがよっぽど効率的であると思われる。リサイクルは、常に善であるという盲目的な思い込みは危険である。

(8) 資源ごみの収集方法について

① 監査の結果

資源ごみは各家庭から出されたものであり、その収集について自治会の協力を得なければならず、収集方法を原則として各自治会に任せている事は理解できる。しかし、自治会によっては、収集会社の都合で収集車への積み込みのお手伝いも行っているところがある。積み込み作業は力仕事であり、高齢者や女性ばかりでは困難であるため、どうしても働き盛りの男性が必要になる。積み込みの完了時間は、収集車の到着時間によって異なるが午前10時過ぎになる場合があり、その結果、その男性は午前中は休職状態になってしまう。これは、年に1～2回のことではあるが市民に負担をかけ過ぎていると思われる。

従って、資源ごみの収集方法を各自治会に任せていても、常に現状を把握し、市民に過度な負担をかけすぎないように指導力を発揮すべきである。

(9) ごみステーションからの盗難防止について

① 監査の結果

廃棄物の中には、有価物として売却可能なものがある。近年、世界的需要の高まりをうけて、アルミ、ペットボトル等の有価物としての価値が高まっている。

そのため、ごみステーションから有価物を盗んで、独自に売却をするものがあらわれるようになった。

上記のような盗難は、通常であれば重要な犯罪であり、刑事罰が科せられるべきも

のであるが、廃棄物の盗難が犯罪として扱われるかどうかは微妙である。しかし、ごみステーションから有価物が抜き取られることによって、岐阜市の重要な収入が減少することになるため、岐阜市としては、上記盗難に関しては条例で罰則を設けるなどして、盗難の防止に努めるべきである。

(10) ごみ収集車について

① 監査の結果

現状、ごみ収集車は、直営で 59 台所有（平成 19 年 3 月 31 日現在）している。そのうち、1 台がバイオディーゼル燃料を使用して走行している。

地球温暖化防止のためには、ごみ収集車の低公害化を進めることが必要である。その一環として、上記のようなバイオディーゼル燃料の導入以外にも、平成 18 年度までに天然ガス車 1 台、LP ガス車 7 台、ハイブリッド車 1 台導入している。今後は、さらに導入をすすめるべきである。

(11) 車両火災が発生した場合の責任の明確化について

① 意見

岐阜市においては、過去において、委託車両に車両火災が発生したことはないとのことである。従って、委託車両に車両火災が発生した場合、委託者責任とするのか、受託者責任とするかの取決めを行っていない。他市においては、受託者責任としている場合が多いため、岐阜市においても、契約書に受託者責任を明記しておくべきである。

Ⅲ. 中間処理施設について

1. 概要

中間処理における基本目標は、搬入されたごみを衛生的かつ安全に処理することにより、ごみの減量化及び減容化を行い、また有価物の回収を行うことにより、最終処分場への負担を軽減することである。

中間処理では、資源ごみ(ビン・ペットボトル・カン)から資源化されるものを選別する選別処理、粗大ごみを破砕して焼却可能にする破砕処理、そして可燃物を焼却する焼却処理が行われる。

岐阜市では選別処理は岐阜市リサイクルセンターで、破砕処理は岐阜市東部クリーンセンターの粗大ごみ破砕処理施設で、そして焼却処理は岐阜市掛洞プラント、岐阜市東部クリーンセンター、岐阜羽島衛生施設組合(衛生センター)の3ヶ所の焼却処理施設で行っている。

(1) 中間処理量の推移

岐阜市リサイクルセンターが行う選別処理、東部クリーンセンターの粗大ごみ処理施設が行う破砕処理、掛洞プラント、東部クリーンセンター、衛生センターが行う焼却処理において分類されたごみ量の処理内訳の推移は以下のとおりである。

① 選別処理(岐阜市リサイクルセンター)

岐阜市リサイクルセンターでは、市の直営又は委託収集及び自己搬入されたカン・ビン・ペットボトルを資源化できるものと破砕処理又は焼却処理に廻すものにと選別している。

選別処理量は毎年減少してきているが、選別処理によって約9割以上が資源化されている。

選別処理量の内訳

(単位：t/年)

年 度	選別処理量	内 訳		
		資源化	破砕処理へ	焼却処理へ
14 年度	7,302	6,788	14	500
15 年度	7,111	6,581	10	520
16 年度	7,104	6,521	8	575
17 年度	6,888	6,333	8	547
18 年度	6,811	6,259	6	546

② 破砕処理（東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設）

東部クリーンセンターの粗大ごみ処理施設では、収集及び自己搬入された粗大ごみと選別処理施設から搬入されたものを破砕処理し、焼却されるものと資源化されるものとに分別している。

破砕処理によって約 25%が資源化され、残りが焼却処理される。

破砕処理量の内訳

（単位：t／年）

年度	破 砕 処 理 量		内 訳	
	搬入量	選別処理より	焼却処理へ	資源化
14 年度	5,680	14	4,116	1,583
15 年度	6,083	10	4,499	1,594
16 年度	6,727	8	5,119	1,616
17 年度	6,915	8	5,321	1,602
18 年度	6,903	6	5,215	1,694

③ 焼却処理（掛洞プラント、東部クリーンセンター、衛生センター）

掛洞プラント、東部クリーンセンター、衛生センターでは、収集及び自己搬入された普通ごみと選別処理施設及び破砕処理施設から搬入されたものを焼却処理している。

焼却処理によって約 12%の焼却灰に減容化される。

焼却処理量の内訳

（単位：t／年）

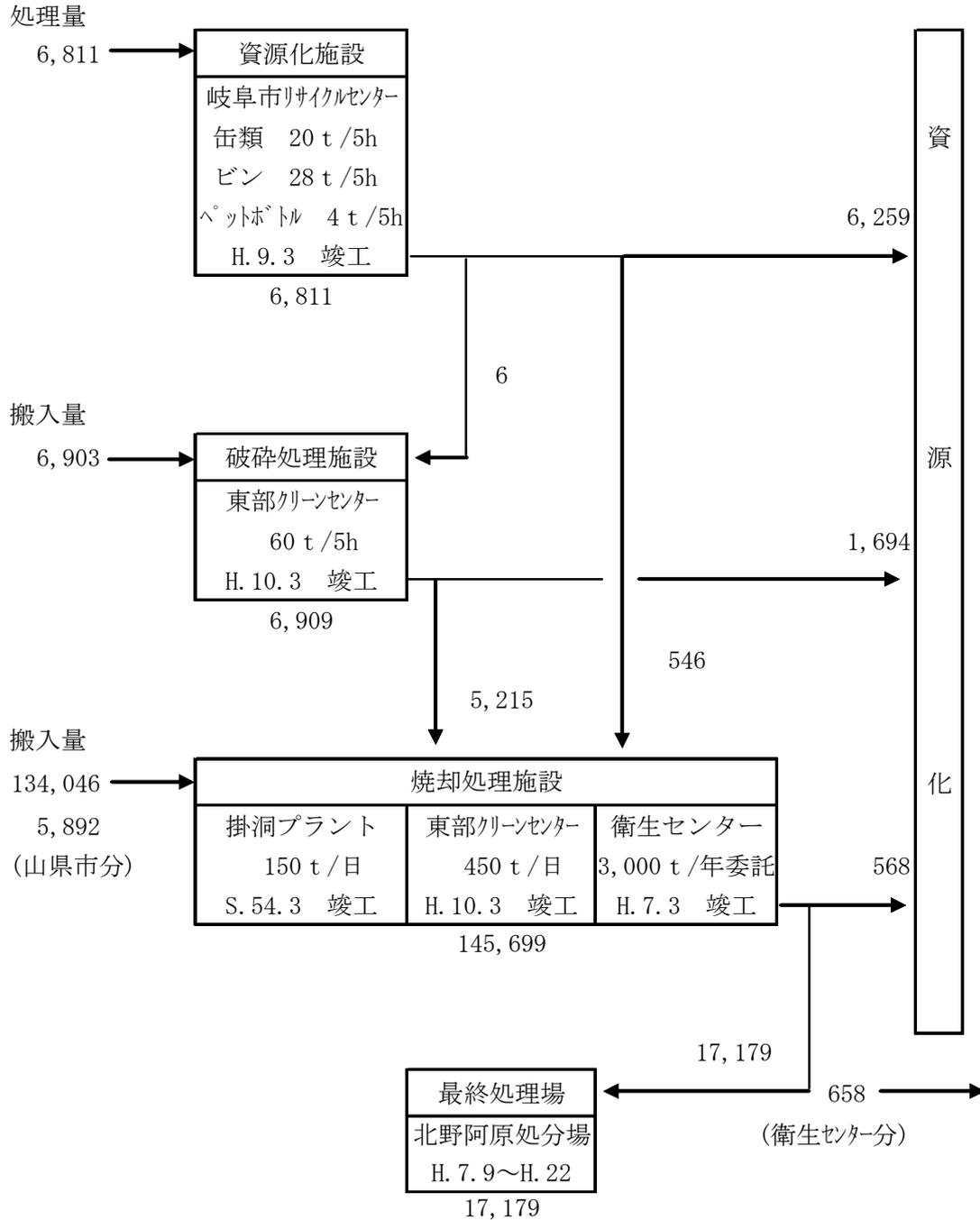
年度	焼 却 処 理 量			山 県 市 搬 入量(焼却)	内 訳	
	搬入量	選別処理より	破砕処理より		焼却灰(注)	資源化
14 年度	134,237	500	4,115	2,220	17,199	529
15 年度	134,186	520	4,499	5,847	16,929	526
16 年度	130,910	575	5,119	5,831	16,915	532
17 年度	131,425	547	5,321	5,897	16,662	578
18 年度	134,046	546	5,215	5,892	17,837	568

(注) 山県市が搬入したごみの焼却灰は山県市が持ち帰っているため、山県市の分は含まれていない

(2) 中間処理におけるごみフロー

平成 18 年度において中間処理施設で処理されたごみの流れを示すと以下のようになる。

(単位：t)



2. 個別処理施設

A. 岐阜市リサイクルセンター

1. 概要

平成7年6月に、家庭などから出されるごみの中で容積にして6割を占めるビンやカン、トレイなどの容器や包装資材を、資源として有効利用する新しいリサイクルシステムを構築しようという趣旨で「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」略して「容器包装リサイクル法」が公布された。

この法律では、容器包装廃棄物について「消費者」「市町村」及び「事業者」の役割分担が明確に定められている。

消費者	ビンやカンなど、ごみとなった容器包装がリサイクルされやすいように、洗浄や異物を取り除き、種類ごとに分別して排出しなければならない。
市町村	行政は、容器包装を分別収集、選別を行い、再生原料として保管をしなければならない。
事業者	生産者、販売者は、市町村が選別、保管した容器包装を引き取り、商品の原料として再生利用しなければならない。

これを受けて、リサイクル施設として、岐阜市リサイクルセンターが建設された。

(ア) 施設の概要

名称	岐阜市リサイクルセンター
所在地	岐阜市木田5丁目55-6
敷地面積	4,321.64 m ²
建物延面積	工場棟 2,470.48 m ² 管理棟 310.30 m ²
型式、公称能力	缶類 スチール缶・アルミ缶自動選別圧縮方式 (20 t /5h) ビン・ペットボトル 住友金属インクライン (ビン・ペットボトル) (28 t /5h) 自動選別方式+カレット手選別 (4 t /5h)
処理実績	27t/日
事業費	1,284,225 千円
完成年月	平成9年3月

(イ) 岐阜市リサイクルセンターにおける資源化率は以下のとおりである。

(単位：t)

年度	搬入量	資源化量					資源化率
		ビン	ペットボトル	カン	ガラス残さ	計	
14年度	7,557	3,237	922	1,933	696	6,788	89.82%
15年度	7,306	3,134	984	1,787	677	6,582	90.09%
16年度	7,187	3,198	1,068	1,691	564	6,521	90.73%
17年度	7,119	3,181	1,088	1,614	450	6,333	88.96%
18年度	7,076	3,164	1,164	1,516	415	6,259	88.45%

岐阜市リサイクルセンターは、市職員3人が管理業務を実施し、資源ごみ（ビン・ペットボトル・カン）の投入、選別・圧縮成型業務及び施設の運転管理等は、平成9年オープン以降、岐阜再生資源事業協同組合に一者随意契約により委託（24人体制）している。

管理運営業務委託料の推移 (単位：千円)

年度	委託料
15年度	73,500
16年度	73,395
17年度	73,395
18年度	73,395

なお、一者随意契約としている理由は、下記のとおりである。

(A) 本業務は、直接市民生活に結びついたものであり、遅滞・停止等はビン・ペットボトル、カンの資源化処理業務は元より、その収集業務にも影響を与え、大きな混乱を生じさせることになる。

(B) 本業務を受託するに際し、処理対象物の再資源化にかかる専門的知識及び施設の設備や機器等の操作方法等を熟知していなければ、労働安全上危険であり機器の破損による労働災害の恐れがある危険な業務である。

(C) 岐阜市リサイクルセンターは、自動選別装置や手選別ライン等が複雑に組み込まれており、本業務を受託するためには、業務にかかる実績と経験及び専門的知識を有し、また、破損・選別業務等の運営管理にかかる技術面及び設備等に精通し、高度な処理能力を備えていることが必用である。

また、施設及び処理設備の故障等に関しても、迅速に修理箇所の指摘が可能であり、収集業務及び市民生活に影響を及ぼすことなく業務を円滑に遂行できなければならない。

上記条件を満たし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められている一般廃棄物処理の「委託基準」を満たしているのは、岐阜市リサイクルセンター稼動以来本業務を受託している岐阜再生資源事業協同組合だけであるため、本業務の相手方として岐阜再生資源事業協同組合としている。

2. 外部監査の結果

(1) 岐阜再生資源事業協同組合に対する随意契約の妥当性について

① 監査の結果

施設オープン翌年の平成 10 年に委託金額が改定されて以降、現在に至るまで委託料は、ほとんど同額である。設計金額の内訳の主なものは、人件費であるが、人件費の計算は岐阜市の行政職俸給表（二）に基づいて計算されており、手当も市職員と同程度で計算されている。しかし、委託先の業者は民間企業であり、岐阜市の職員ではない。従って、岐阜市の行政職俸給表（二）に基づいて計算することは妥当ではなく、民間に業務委託したのであれば、岐阜市内の中小企業の実態に基づいた人件費の積算をすべきである。

また、随意契約理由書に記載されているような理由は、いずれも過去の経験があることによるメリットを理由としているが、これをもって岐阜再生資源事業協同組合のみが委託先として妥当であるとは言えない。逆に同一業者によって毎年ほぼ同一金額で契約することにより、競争原理が働かず弊害が生じる可能性がある。

今後は、少なくとも数年に 1 回は、競争入札を実施することによって、競争原理が働くようにすべきである。

(2) 岐阜再生資源事業協同組合の財務状況の確認について

① 監査の結果

岐阜再生資源事業協同組合の財務状況は、3 年ごとに財務諸表を入手しているとのことであるが、岐阜市には委託者責任があり、業務を遂行するのに支障が生じないよう財政状態に問題が生じていないことを確認するため、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を每期入手すべきである。

(3) ビン・ペットボトル・カンの収集について

① 意見

ビン・ペットボトル・カンの収集については、岐阜市で週1回収集しているが、有価物としての価値を上げるためには分別排出ルールの徹底が必要である。

各家庭からの排出段階での分別精度（素材毎の分別、異質物や残液の除去等）の良否が、再資源化品目の選別、資源化量、質に大きな影響を与えるが、まだまだ徹底していないので分別排出の精度向上を図っていく必要がある。特にペットボトルのキャップについて、本来、ペットボトルはキャップを取って排出するというルールであるが、ルール違反のものがあるので、選別機に投入する前に手作業で選別しており、手間とコストがかかっている。また、選別機で選別できなかったものについては、手作業で選別を実施している。キャップが混入していると有価物としての価値が下がってしまうため丁寧に取り除く必要がある。ペットボトルのキャップは、取って出すというルールは概ね浸透してきていると思われるが、市民に対しては、常に啓発し続ける必要がある。

しかし、「岐阜市ごみ出しのルール」にペットボトルのキャップは普通ごみへと小さく記載されているのみで、わかりにくい。「岐阜市ごみ出しのルール」に大きく記載することや、手間とコストがかかることをアピールする必要があると思われる。

また、ビン・カンの分別の細分化については、ビンの場合、白色・茶色・緑色・ビール瓶・一升瓶・酢ビン・その他、カンの場合、アルミ缶・スチール缶・その他金属類、として分別して収集している市町村があるが、岐阜市は、ビン・カン・ペットボトルについては、分別して収集せずに岐阜市リサイクルセンターでまとめて中間処理している。ビンの場合、収集したすべてのビンを1つのベルトコンベアへペットボトルと一緒に入れ、最終段階で色分けしている。また、カンの場合は、アルミ缶とスチール缶を1つのベルトコンベアへ入れ、磁選機及びアルミ選別機で分別している。そのため市民が排出する段階で分別しても、結局は処理工程で混ざってしまうのが現状である。

分別をすればするほど望ましいという市民感情があるが、分別をしても途中で混ざってしまうということを市民にアナウンスし、岐阜市の分別方法を市民に正しく伝える必要がある。

(4) 資源（有価）物の取扱について

① 概要

岐阜市は、「容器包装リサイクル法」に基づき家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化を行う事業者売却している。

下記は、過去3年間の有価物売却実績である。

過去3年間の有価物売却実績

区分		16年度	17年度	18年度
無色ガラス	kg	1,320,010	1,228,830	1,184,600
	千円	1,056	983	947
茶色ガラス	kg	1,309,450	1,205,370	1,172,570
	千円	392	361	351
雑色ガラス	kg	568,790	746,720	806,970
	千円	56	74	80
小計	kg	3,198,250	3,180,920	3,164,140
	千円	1,505	1,419	1,380
スチール缶	kg	1,171,130	1,056,700	1,037,930
	千円	8,602	10,157	14,327
アルミ缶	kg	520,190	486,770	478,150
	千円	48,589	49,440	68,000
小計	kg	1,691,320	1,543,470	1,516,080
	千円	57,191	59,597	82,327
合計	kg	4,889,570	4,724,390	4,680,220
	千円	58,696	61,016	83,708

特にアルミ缶について、世界的需要の高まりを受けて、売却量は減少しているにもかかわらず売却単価が上昇したため、金額が大きく増加している。

ペットボトル再資源化委託料 落札単価

年度	17年度	18年度	19年度
全国加重平均落札単価 (円/t)	13,600	▲17,300	▲38,900
岐阜市落札単価 (円/t)	7,880	▲26,628	▲47,880
岐阜市資源化量 (t)	1,087	1,163	未定
抛出金収入 (千円)	—	26,354	未定

ペットボトルは、「容器包装リサイクル法」により、指定法人である(財)日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に処理を委託している。平成17年度までは、入札によって委託料を支払って業者に再資源化を依頼していたが、平成18年度からは、ペットボトル原料の需要の高まりを受けて、マイナスの委託料、すなわち委託先の業者が金銭を支払って受託するという形になっている。

ただし、平成18年度においては、委託先の業者が支払った金額全額ではなく、「協会」が15%程度の事務費を差し引いて、残りの85%程度を資金の抛出という形で岐

阜市に入金している。なお、平成 19 年度の入札金額は、さらに前年に比べて倍近く上昇している。

また、落札金額は、処理されたペットボトルの品質によって左右され、不純物の少ない高品質な岐阜市のペットボトルについては、全国平均よりも高い落札率となっている。

② 意見

(ア) ペットボトルの売却方法について

「容器包装リサイクル法」の施行に伴って、平成 9 年 4 月から現在のビン・カン分別収集にペットボトルを加え、収集を月 2 回から毎週 1 回に変更して分別の徹底を図っている。分別収集したビン・ペットボトル・カンなどの資源物は、岐阜市リサイクルセンターで中間処理を実施した後、民間業者に売却し資源化を進めている。

近年の世界的な資源不足に起因して、19 年度のペットボトルの売却に関する入札金額は、前年に比べて倍近く上昇している。

従って、通常であれば岐阜市の収入も倍近く増加すると考えられるが、18 年度は、「協会」が入札金額から事務費を 15%程度（約 5 百万円）差し引いており、19 年度においては、「協会」から自治体への分配のルールが明確でないため、収入がどれくらい増えるかはわからないのが現状である。このため、市町村によっては、「協会」を通さず市町村が、直接業者に売却している場合がある。その場合には、資源化されるまでの売却の行方を見届けなければいけないという義務が発生する。しかし、「協会」を通せばその義務は、「協会」が責任を持って処理を行うため、岐阜市としては、リスクを負わない。

環境省は、「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」を基本方針に加え、国の方針として、市町村による容器包装廃棄物の指定法人等への円滑な引渡しを促進しているが、平成 17 年度において、市町村におけるペットボトル年間再商品化量は、244,026 トンであるのに対して、「協会」ルートでの引取量は、169,917 トンであり、3 割程度は、「協会」を通さず処理されているのが現状である。いくら環境省が指導しているといっても、そのルートが実際に機能していなければそのルートで処理することが果たして妥当であるといえるのだろうか。

岐阜市は、ペットボトルの量、売却金額とも増加しており、かつ単価面で独自に売却した場合と差がある以上、ある程度の量は「協会」を通さず直接売却することを検討すべきである。また、その際には売却先の業者が適切に再資源化を実施するよう指導する必要がある。

(イ) 岐阜市リサイクルセンターの防犯体制について

上記、「(4) 資源（有価）物の取扱について」（62 ページ）に記載したとおり、廃棄物には有価で売却できるものが存在する。近年、世界的需要の高まりをうけた鉄不

足の影響等もあり、特にアルミ、スチール等の売却金額が上昇してきている。それに伴う社会的現象として、マンホールの蓋、歩道の側溝等の鉄の盗難が相次いでおり、資源（有価）物の盗難防止の必要性が高まっていると思われる。また、不審者の侵入による火災の危険性もある。

岐阜市リサイクルセンターには、廃棄物から出てきた有価物を業者に引き取ってもらうまでの間、長い時には、一週間程度保管されることになるが、現状の防犯体制としては、施錠及びシャッターの設置等を行っているのみで、防犯ブザーや、警備会社との契約等も行われていない。防犯対策としては現状の体制で充分であるとはいえず、防犯の強化を検討する必要があると思われる。

B. 破碎処理施設

1. 概要

破碎処理は岐阜市東部クリーンセンターの粗大ごみ処理施設で行っている。

粗大ごみ破碎処理施設東部クリーンセンターは、破碎処理能力 60 t / 5 h の粗大ごみ処理施設を備えて平成 10 年 4 月に完成し、老朽化した掛洞プラントの粗大ごみ処理設備に代わり稼動を開始した。

また、東部クリーンセンターに芥見リサイクルプラザを併設し、リサイクル・ごみ・環境について学習し、活動するための情報と場所を市民に提供している。

施設の概要

所在地	岐阜市芥見 6 丁目 3 6 8	
敷地面積	68,108.00 m ²	
建物延面積	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
	6,400.49 m ²	
	粗大棟 4,253.81 m ²	管理棟 2,146.68 m ²
型式	2 軸せん断型破碎機 及び回転型破碎機	
公称能力	60 t / 5 h	
処理実績	29 t / 日	
事業費	3,266,954 千円	
国庫補助	1,502,134 千円	
起債	1,471,500 千円	
一般財源	293,320 千円	
工期	平 8. 6 ～ 平 10. 3	

東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設における粗大ごみ処理の年度別実績は以下のとおりである。(単位：t)

	9年度	10年度	11年度	12年度	16年度	17年度	18年度
収集量	13,501	13,679	1,181	1,820	2,054	2,109	2,235
自己搬入等	2,230	2,614	2,770	3,645	4,673	4,806	4,668
破砕搬入量	15,731	16,293	3,951	5,465	6,727	6,915	6,903
破砕処理量	15,731	17,252	3,960	5,452	6,563	6,763	6,746
稼働日数	224	244	239	241	236	241	239
日平均処理量	70.2	70.7	16.6	22.6	27.8	28.1	28.2

(注) 破砕搬入量+選別処理からの搬入量と破砕処理量との差は、不燃物の処理不適物の量である。

上表のとおり、粗大ごみの破砕処理量は12年度以降年々増加してきており、18年度の破砕処理実績は28.2t/日であった。平成10年10月から戸別収集による有料化に変更したことにより、収集量は前年度の1割程度に減少した。その後、家電リサイクル法の施行などによる減少もあったが、基本的には増加してきている。中でも直接搬入される粗大ごみが増えてきている。

2. 外部監査の結果

(1) 粗大ごみ処理施設のクレーン性能検査のための点検業務請負契約について

① 概要

粗大ごみ処理施設のクレーン性能検査は、2年に1回受けなければならないが、平成18年2月4日で現在の検査証の期限が切れる。通常であればこの性能検査のための点検業務は、粗大ごみ処理施設の法定点検及び定期点検の業務委託の中に組み込まれていた。平成17年度においてもその方向で予算組みがされ、一者随意契約でK社と粗大ごみ処理施設の法定点検及び定期点検の業務委託契約をし、処理する予定であった。しかし、国土交通省発注の鋼橋上部工事をめぐる談合事件で東京高検は、5月26日、K社ほか10社の営業担当幹部を独占禁止法違反(不当な取引制限)の疑いで逮捕した。

このことは、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-7(不正又は不誠実な行為)に該当し、岐阜市登録のK社を平成17年5月31日から平成18年2月28日までの9ヶ月間資格停止とした。

そのために、K社の資格停止が明けてからではクレーン性能検査のための点検業務は間に合わないため、クレーン性能検査のための点検業務を行うことができるK社の指定業者であるT社と請負契約を交わす必要があった。

② 監査の結果

社団法人日本クレーン協会へのクレーン性能検査申込書は平成17年11月25日に提

出されており、そこには平成 18 年 1 月 6 日検査希望日とし、整備業者は T 社とされている。クレーンの点検業務は「粗大ごみ処理施設運転日報」及び「粗大ごみ供給クレーン月例点検表」で確認したところ平成 17 年 12 月 3 日、4 日の 2 日間 T 社の社員が来て点検業務を行っていた。平成 18 年 1 月 6 日に社団法人日本クレーン協会の検査を受け、クレーン検査証を取得している。しかし、この T 社との契約書は、平成 18 年 3 月 1 日から 3 日の工期で平成 18 年 3 月 1 日に契約締結されている。すなわち契約書はすでに作業は完了した時点で作成されたものである。

このクレーンの保守点検業務ができるのは、K 社の指定業者である T 社しかなく、T 社からの契約に必要な書類の提出が遅くなったことから、このようなことになってしまったようであるが、不適切な事務処理であり、契約は業務開始までに締結すべきである。

C. 焼却処理施設

1. 概要

ごみ焼却処理の状況は下表のとおり、ごみの収集量は横ばいであるが、自己搬入等が微増しているため、焼却処理量は増加している。また、老朽化した掛洞プラントの焼却処理量が減少し、東部クリーンセンターの焼却処理量が増大している。

ごみ焼却処理状況 (単位 t)

	掛洞プラント			東部クリーンセンター			衛生セタ
	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度	16年度
収集量	17,995	17,641	17,885	69,661	69,590	69,238	1,796
自己搬入等	8,280	6,886	5,506	40,955	44,512	46,026	1,107
焼却処理量	31,386	29,399	28,530	108,585	110,922	113,470	1,950
稼働日数	300	297	307	351	355	360	364
日平均処理量	104	98	92	309	312	316	5

(注) 掛洞プラントの焼却処理量には、山縣市からの受託焼却処理量が含まれている。

(1) 岐阜市掛洞プラント

掛洞プラントは、ごみ焼却処理能力 300 t/日 (150 t/日×2 炉)のごみ焼却施設と破碎処理能力 100 t/5h の粗大ごみ破碎処理施設を備えて昭和 54 年 3 月に建設された。

平成 10 年 4 月に東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設が完成し、老朽化した掛洞プラントの粗大ごみ破碎処理設備は休止した。また、ダイオキシン類による環境汚染の防止や人の健康の保護を図るため「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布され、平

成 12 年 1 月 15 日から施行されるのに伴い、平成 10 年度にダイオキシン類の恒久対策基準である 1.0ng-TEQ/m³ N 以下にするために、ごみ焼却 1 号炉について、排ガス対策工事を実施し、2 号炉は休止した。従って、現在の掛洞プラントは 150 t/日のごみ焼却処理能力のごみ焼却施設のみである。

平成 14 年 12 月からは、ごみ処理の広域化計画に基づき、山県郡（現山県市）のごみを掛洞プラントで受託し平成 21 年度末まで焼却処理することになっている。山県市からの受託ごみの搬入量は年間約 6,000 t を見込んでおり、ごみ焼却処理後の焼却灰は、山県市の最終処分場に持ち帰り埋立処分をすることになっている。

施設の概要

所在地	岐阜市奥字掛洞 3 7 5	
敷地面積	(借地) 8,632 m ²	
建物延面積	6,381.33 m ²	
型式	クボタ・ビーロストル 全連続燃焼式 ストーカー炉	
公称能力	150 t / 日 (150t/日×1 炉)	
処理実績	103t/日 (岐阜市分 84t/日)	
事業費	2,103,139 千円	
国庫補助	893,391 千円	
県補助	6,109 千円	
起債	1,098,300 千円	
一般財源	105,339 千円	
工期	昭 51.10 ~ 昭 54.3	
余熱利用	場内の給湯・冷暖房プラザ掛洞への給湯冷暖房	

掛洞プラントにおけるごみ焼却の年度別実績は以下のとおりである。 (単位：t)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
焼却量	28,024	30,336	31,386	29,399	28,530
(内山県市分)	(2,220)	(5,847)	(5,831)	(5,898)	(5,892)
焼却灰	3,773	4,181	4,230	4,000	4,053
(内山県市分)	注 1 (299)	(806)	(839)	(812)	(843)

(注 1) 焼却灰 ÷ 焼却量による計算値

(2) 岐阜市東部クリーンセンター

東部クリーンセンターは、ごみ焼却処理能力 450 t/日 (150 t/日×3 炉)のごみ焼却

施設と破砕処理能力 60 t / 5 h の粗大ごみ破砕処理施設を備えて平成 10 年 4 月に完成し、老朽化した老洞焼却場と掛洞プラントの粗大ごみ処理設備に代わり稼動を開始した。

東部クリーンセンターには、ごみの燃焼により発生した余熱を利用した発電設備が設置されており、その電力はセンター内及び隣接する粗大ごみ直接搬入施設で利用している。そして余剰した電力については、中部電力への売払いを行っている。

施設の概要

所在地	岐阜市芥見 6 丁目 3 6 8
敷地面積	68,108.00 m ²
建物延面積	ごみ焼却施設
	14,385.24 m ²
	焼却場 14,249.16 m ² 計量棟 136.08 m ²
型式	荏原旋回流型流動床焼却炉
公称能力	450 t / 日 (150t/日×3 炉)
処理実績	310t/日
事業費	23,657,257 千円
国庫補助	3,463,782 千円
県補助	456,802 千円
起債	16,971,200 千円
電気事業債	825,300 千円
一般財源	1,940,173 千円
工期	平 6. 9 ~ 平 10. 3
余熱利用	発電による電気の場内供給と売電・場内浴場への給湯

廃棄物発電事業の年度別実績は以下のとおりである。 (単位 : kwh)

年度	焼却量(t)	発電電力量	場内使用量	購入電力量	売電電力量	収入金額(千円)
14年度	110,091	38,301,020	20,453,918	676,676	18,523,778	153,998
15年度	112,609	42,173,100	20,819,740	525,140	21,878,500	175,691
16年度	108,585	40,630,900	20,686,780	607,040	20,551,160	164,676
17年度	110,922	39,716,400	20,951,010	829,570	19,594,960	155,872
18年度	113,470	44,017,300	21,340,338	405,440	23,082,402	183,883

焼却炉の安定操業を行うことにより、月間の電力購入量をゼロにした場合、電力料金の基本料金が 50%に減額される。

東部クリーンセンターにおけるごみ焼却の年度別実績は以下のとおりである。

(単位：t)

年度	焼却量	焼 却 残 さ			
		飛灰量	固化灰量	不燃物	焼却金属
14年度	110,091	6,713	11,088	2,486	528
15年度	112,609	6,191	10,647	2,693	525
16年度	108,585	6,594	10,595	2,738	524
17年度	110,922	7,302	10,784	2,453	568
18年度	113,470	7,295	11,501	2,633	547

1. 飛灰量は、ごみの焼却に伴って炉内から舞い上がる灰をろ過式集じん器で捕集した量。
2. 固化灰量は、上記1の飛灰を灰固化装置でセメントと混ぜ合わせて作られた固化灰の量。
3. 不燃物は、焼却ごみの中に含まれている石・ガラス・金属等の不燃物から、磁選機により鉄分を取り除いた後の鉄分以外の不燃物の量。
4. 焼却金属は、上記3の磁選機により取り出した鉄分の量。

(3) 岐阜羽島衛生施設組合(衛生センター)

岐阜羽島衛生施設組合は、昭和36年6月岐阜市と笠松町、柳津町、岐南町、川島町とで岐阜市羽島郡衛生施設組合を設立し、岐阜市境川5丁目に昭和40年2月ごみ処理施設が完成し稼動した。その後、平成7年にごみ焼却能力180t/日(60t/日×3炉)のごみ焼却施設に改築した。平成14年4月から羽島市が加入し岐阜羽島衛生施設組合に名称変更するとともに、羽島市のごみ処理を開始した。現在の構成団体は、岐阜市(柳津町が岐阜市に合併)、羽島市、各務原市(川島町が各務原市に合併)、笠松町、岐南町の3市2町である。運営は、構成団体の負担金及びその他の収入により行っている。衛生センターは、岐阜市のごみを年間3,000t焼却処理している。

施設の概要

所在地	岐阜市境川5丁目147
敷地面積	12,211.18 m ²
建物延面積	5,556.29 m ²
型式	全連続燃焼式 流動床炉
公称能力	180 t/日 (60t/日×3炉) 岐阜市分 3000 t/年
竣工年月	平成7年3月
余熱利用	場内浴場への給湯・冷暖房

2. 外部監査の結果

(1) 掛洞プラント焼却残さ運搬業務委託契約の妥当性について

① 概要

掛洞プラント焼却残さ運搬業務は、埋立跡地浸出水処理施設の維持管理に含めて埋立跡地浸出水処理施設等維持管理業務として業務委託契約が締結されている。この契約は指名競争入札により行われており、過去3年間の契約状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	16年度	17年度	18年度
入札参加者数	2者	2者	2者
落札者	K社	K社	K社
契約金額	26,670	26,670	26,460

埋立跡地浸出水処理施設維持管理業務は、埋立跡地の浸出水を安全かつ無公害に処理する浸出水処理施設の維持管理をおこなうため、入札の資格条件として下記の有資格者を配置する条件が付けられている。

- | |
|--|
| ア. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する一般廃棄物最終処分場技術管理士 |
| イ. 労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則第11条に規定する第2種酸素欠乏危険作業主任者 |
| ウ. 特定科学物質等障害予防規則第27条に規定する特定科学物質等作業主任者 |

また、焼却残さ運搬業務は、掛洞プラントの焼却残さ及び固化灰を北野阿原最終処分場まで運搬する業務である。運搬に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する基準を遵守するため、運搬車両運転者は普通自動車免許を有し、ダンプ車の運転経験のある者を配置することが入札の資格条件となっている。

② 監査の結果

埋立跡地浸出水処理施設の維持管理業務と掛洞プラント焼却残さ運搬業務との間に関連性はなく、一つの契約としなければならない理由はない。掛洞プラント焼却残さ運搬業務は、特別な資格条件を必要としていないにも係らず、特別な資格条件を必要とする浸出水処理施設維持管理業務とを一つの契約としているために、指名競争入札資格者が限定されてしまっている。

従って、この資格を有するものは2者しかいないため、2者で指名競争入札を行っている。浸出水処理施設維持管理業務委託契約と掛洞プラント焼却残さ運搬業務委託契約とは、別々の契約とし、掛洞プラント焼却残さ運搬業務は、より多くの業者が入札に参加できるようにすべきである。

(2) 一者随意契約について

① 概要

一者随意契約は、地方公共団体の契約の原則である競争性を最初から排除した例外的な契約方法であり、当該相手方でなければ契約できない理由がある場合に限り、これによる契約締結ができる。

掛洞プラントのA社及び東部クリーンセンターのB社、C社がこれに該当し、その契約内容と契約金額は以下のとおりである。

(ア) 掛洞プラントA社

(単位：千円)

		16年度	17年度	18年度
委託料				
施設保守委託料				
	焼却炉等整備業務委託	5,565	5,565	5,512
維持補修工事費(ごみ焼却施設整備工事)				
	ごみ焼却施設整備工事	43,050	44,100	43,575
	ガス冷却室下部改造工事	42,000		
	誘引送風機インバータ設置工事		26,250	
	後燃焼コンベア取替工事		22,050	
計		90,615	97,965	49,087

(イ) 東部クリーンセンターB社

(単位：千円)

		16年度	17年度	18年度
委託料				
施設保守委託料				
	ごみ焼却施設等法定点検業務委託	54,908	56,745	54,886
	ごみ焼却施設等定期点検業務委託	91,350	90,825	91,297
運営管理委託料				
	ごみ焼却施設運転管理業務委託	226,800	226,800	225,750
特別会計施設保守委託料				
	発電設備法定点検業務委託	12,600	29,820	10,710
	ごみ焼却施設等法定点検業務委託	37,018	41,954	37,513

工事請負費			
維持補修工事費(ごみ焼却施設整備工事)			
送風機類等整備工事	44,100		
ごみ焼却施設整備工事その1	42,525		39,900
ごみ焼却施設整備工事その2	41,790		24,150
落じんコンベア等整備工事		32,025	
1・2号炉耐火材等整備工事		42,210	
3号炉耐火材等整備工事		21,630	
ろ過式集じん器ろ布等取替工事			27,510
計	551,090	542,009	511,716

(ウ) 東部クリーンセンターC社

(単位：千円)

	16年度	17年度	18年度
委託料			
施設保守委託料			
粗大ごみ処理施設法定点検業務委託	2,079		18,900
粗大ごみ処理施設定期点検業務委託	16,275	18,270	
工事請負費			
維持補修工事費			
粗大ごみ処理施設整備工事	38,955		43,890
計	57,309	18,270	62,790

② 意見

契約書を閲覧したところ、一者随意契約の理由として焼却炉及び破砕機という特殊な設備のために、特許・実用新案があるためメーカー独自の機械構造になっていること、及び部品も特殊品であるため、他のメーカーでは調達が困難である等設備の特殊性から設置会社でなくては実施が難しいために、一者随意契約とされている。

現状では、設備の設置者は、設置後の設備の保守管理を必然的に行うことになり、設備そのものは低価格で導入しても、その後の保守管理は一者随意契約によって業者側に有利な価格で保守管理契約が締結される可能性がある。

従って、現在は施設の運営管理、法定点検業務、定期点検業務等同一の業者とそれぞれに個別の契約として契約しているが、今後は、設備の導入時に保守管理も含めた複数年度を対象として入札を行うことが望ましい。複数年度を対象とすることで保守管理についても競争入札を行った場合と同様の効果が得られ、複数年度にわたる総コストを引き下げさせることが可能となるのではないかと考える。

(3) 過積載の状況について

① 概要

掛洞プラント、東部クリーンセンター及び衛生センターのごみ焼却場に搬入される普通ごみは、委託又は直営によって収集搬入されている。委託及び直営別の収集搬入車両の平成18年度における過積載運行(道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいう。)の状況は、以下のとおりである。

平成18年度 普通ごみ 委託収集車両の過積載の状況(計量は10kg単位)

	0～ 40kg	50～ 100kg	110～ 200kg	210～ 300kg	310～ 400kg	違反合 計件数	総搬送 台数	違反車両 の割合
4月		1	1			2	1,874	0.11%
5月			3			3	2,067	0.15%
6月						0	1,920	0
7月		7	5			12	1,923	0.62%
8月						0	1,995	0
9月		1				1	1,887	0.05%
10月						0	1,925	0
11月		1				1	1,938	0.05%
12月						0	2,143	0
1月						0	2,016	0
2月						0	1,714	0
3月		2	2			4	1,950	0.21%
合計		12	11			23	23,374	0.10%

平成18年度 普通ごみ 直営収集車両の過積載の状況(計量は10kg単位)

	0～ 40kg	50～ 100kg	110～ 200kg	210～ 300kg	310～ 400kg	違反合 計件数	総搬送 台数	違反車両 の割合
4月		4	2			6	1,681	0.36%
5月		10	23	1		34	1,926	1.17%
6月		11		1		12	1,870	0.64%
7月		10	11	3	1	25	1,833	1.36%
8月		4	9	3		16	1,888	0.85%
9月		5	4			9	1,767	0.51%
10月		4	2	1		7	1,904	0.37%
11月		10	5			15	2,068	0.73%

12月		9	8			17	1,871	0.91%
1月		3	7			10	1,860	0.54%
2月						0	1,676	0
3月		2		1		3	1,861	0.16%
合計		72	71	10	1	154	22,205	0.69%

② 監査の結果

過積載運行は、ブレーキ性能やハンドル操作の低下から交通事故を誘発するとともに、道路及び橋梁等の損傷の一因となっている。さらに、エンジンや車体に過大な負担をかけることから、騒音、振動及び排ガスの増大を招くものである。法的にも過積載に対する取締りと罰則が強化され、悪質な過積載に対する行政処分も強化されている。岐阜市における普通ごみの収集搬入車両の過積載状況は、委託による搬入車両においては、6ヶ月において過積載が0台であり、積載オーバーの範囲は50～200kgである。年間での過積載台数の割合は、0.10%である。これは過積載の都度、搬入者及び事業者に注意を行っている結果の表れと考える。

一方、直営においては過積載がなかったのは1ヶ月だけで、積載オーバーも委託による搬入車両は50～200kgの範囲内であるのに比し、210～300kgオーバーが10台、310～400kgオーバーが1台と積載オーバーの量も大きい。年間の過積載台数の割合でも0.69%と委託搬入の7倍となっている。過積載は道路交通法違反であり、市は委託業者に範を示して指導すべき立場でありながら、直営の方が過積載が多いのは問題である。直営について、早急に過積載車両を無くすよう改善する必要がある。

(4) 焼却残さ運搬業務方法の見直しについて

① 監査の結果

焼却残さ運搬業務は、焼却残さ及び固化灰量を年間約3,800tを月曜日から金曜日までの午前8時から午後5時までで、土、日、祝日及び12月30日から1月3日までには業務を要しないとなっている。すなわち、日数で委託しているが、一日中拘束する必要はなく、1t当たりの単価契約も可能であり、検討する必要がある。

(5) プラットホーム場内整理員の服装について

① 監査の結果

掛洞プラントのごみ搬入プラットホームで場内整理を受託している(社)岐阜市シルバー人材センターの職員は私服で業務を行っていたが、車の出入りの多いところで危険であり、搬入車両の運転者に目立つように、蛍光反射板を身につけて作業するようにすべきである。

D. その他の関連施設について

1. 概要

廃棄物処理事業は、健康的で文化的な都市の生活環境を保全するために市町村が持つ最も基本的な行政である。社会経済の変動等廃棄物をとりまく環境の変化により、廃棄物は量的に増大し、質的にも多様化しており、その適正処理を確保するためには、ごみ処理施設等廃棄物処理施設の整備を積極的に推進していく必要がある。しかし、廃棄物処理施設の設置に当たっては、用地の確保を含め周辺住民の協力を得ることに困難を伴うことが多く、そのために施設整備に支障の生ずるケースもみられる。

廃棄物の処理は、伝染病予防対策などの公衆衛生対策の一環として発達し、その後、都市機能の維持や生活環境の保全といった環境衛生対策のひとつとして位置づけられ、今日では、国民生活の快適環境の確保といった環境保全上の重要な役割を担うようになってきている。一方従来から、廃棄物処理施設は、悪臭、煙害・交通問題等に起因するイメージの良くない、いわゆる迷惑施設として捉えられてきたことも事実であり、その設置に対して周辺住民の同意を得ることが困難となってきた。

このような背景から、施設整備においては、施設設置に際し周辺住民に与えるマイナス要因の解消をはかるといった従来型の方策から施設招致を目途したアメニティイメージの醸成化が課題となっていく。

廃棄物処理施設のアメニティ化の視点から特に公害発生に対する懸念、いわゆる迷惑施設のイメージを解消し、廃棄物処理施設が立地することによってその地域がイメージダウンしたり、地価が下がる等のマイナス要因を解消することがまず必要である。このため施設整備にあたっては環境保全・安全性の確保への対策はもちろんのことアメニティ機能等を有する施設整備を行い、地域住民にとって受け入れやすい施設とすることが重要である。

具体的な方策としては、

- ① 迷惑施設からの脱却（廃棄物処理施設の周辺に与えるマイナス影響の解消）
 - ・ 排出ガス及び排水の高度処理
 - ・ 周辺にマッチした施設(外壁、煙突デザイン等)の整備
 - ・ 植栽など美観への配慮
 - ・ 搬入路の地下化、専用道路化、パイプライン化
- ② 周辺住民に親しまれる施設の整備(周辺住民に与えるプラスの影響)
 - ・ テニスコート、ゲートボール場等の提供
 - ・ 最終処分場周辺の公園緑地の整備
 - ・ 処理水等を利用した親水空間の提供
 - ・ 高度処理水の農業用水としての提供
 - ・ 温水プール、憩いの家等の併設

- ・集会場、コミュニティセンターの併設
 - ・不要品交換の場の提供
- ③ 廃棄物処理施設を核とした地域開発(都市の一部として有機的に機能)
- ・最終処分場跡地の計画利用
 - ・ごみ焼却施設からの熱供給、発電を考慮した公共施設の整備
 - ・ごみ焼却余熱を利用した地域暖房

(施設計画書より)

以上のような方策に基づいて設置された周辺施設が効果を上げているのか検証する。

(1) 掛洞プラント周辺施設

① プラザ掛洞

プラザ掛洞は、掛洞プラントの建設に伴い地元からの要望を受け、掛洞プラントでごみを焼却処理する過程で発生する余熱を利用して市民の健康と福祉の増進を図る施設で平成7年10月31日に開館した。当初、直営であった施設の運営管理は、平成10年4月1日から(財)岐阜市教育文化振興事業団への委託により行っていたが、平成18年4月1日からは指定管理者制を導入し、技研・昭和プラザ掛洞管理業務特別共同体が指定管理者として管理、運営を行っている。

施設の概要

名称・区分		プラザ掛洞	温水プール・浴場
所在地		岐阜市奥字1丁目104	
敷地面積		1,815 m ²	
建物延面積		2,099.99 m ²	
完成年月		平成7年9月	
1階	プール	25m プール 子供プール 着水プール スライダー	6コース+身障者スロープ付 FRP製 コース幅約2.1m 水深1.0~1.2m 約28.2 m ² 水深0.5m 約19.0 m ² 水深1.0m 全長40.0m 高さ5.0m
	更衣室	ロッカー	男女各60人分
	浴場	男子浴室 (約70 m ²) 女子浴室 (約80 m ²)	大浴場(約15.0 m ²) 気泡風呂(約5.5 m ²) 水風呂(約3.5 m ²) サウナ室(約7.2 m ²) 大浴場(約15.0 m ²) 気泡風呂(約7.0 m ²) 水風呂(約4.0 m ²) サウナ室(約6.0 m ²)
	脱衣室	ロッカー	男女各30人分

2階	会議室	(和室) 28畳、24畳 (洋室) 63.8㎡
	事務室	36㎡
	喫茶コーナー	
開設年月日	平成7年10月31日	
開館時間	10:00～21:00	
休館日	毎週月曜日(祝日のときは翌日)・年末年始(12月31日～1月5日)	
利用料金	70歳以上 200円 中学生以下 200円	
プール・浴場	一般 400円	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室の利用料金は無料。 ・ 使用者が同日にプールと浴場の両方を利用する場合は、片方は半額。 ・ 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は上記料金の半額。 ・ 毎月第3日曜日「家庭の日」は中学生以下の方は無料。 		

施設の利用状況

(単位：人)

年度	プール	浴場	計
16年度	53,891	34,748	88,639
17年度	49,055	35,059	84,114
18年度	45,087	36,848	81,935

② 岐阜市掛洞苑

(ア) リサイクルまんが館、フィールドアスレチック広場

(i) リサイクルまんが館は、以前は掛洞プラントの余熱を利用した湯場であった施設で、地元からの要望でプラザ掛洞が新たに建設され移転したため、その後をリサイクルまんが館にして、リサイクルを通して心の豊かさやゆとりを体感しようと平成8年4月にオープンした。館内には市民から寄贈された約13,000冊のリサイクルまんが本がある。

また、リサイクル意識を高める目的で設置された交換コーナーでは、各自が持ち寄った「まんが本」を交換することができる。

(ii) フィールドアスレチック広場は、親子でのんびり遊べる岐阜の原っぱとして「橋わたり丸太」、「ザイルクライミング」、「希望の鐘」、「ネット越えウンテイ」、「一夜城」が設置されている。掛洞周辺の桜の本数は400本あまりで、岐阜市有数の桜の名所でもある。

施設の概要

名称・区分	岐阜市掛洞苑	
	リサイクルまんが館	フィールドアスレチック広場
所在地	岐阜市奥字掛洞378	岐阜市奥字掛洞380

敷地面積	(借地) 2,700 m ²	(借地) 9,182 m ²
建物構造	鉄骨造平屋建	
建物面積	364.50 m ²	
完成年月	平成 8 年 4 月	昭和 55 年 3 月
使用料	無料	
駐車台数	50 台	

リサイクルまんが館

開館日 : 土曜日・日曜日・祝日・春休み・夏休み・冬休み

休館日 : 開館日を除く月曜日から金曜日まで

年末年始(12月31日～1月3日)

開館時間: 10:00～17:00

冬季(11月～2月) 10:00～16:00

(2) 芥見リサイクルプラザ

芥見リサイクルプラザは、リサイクル、ごみ、環境について学習し、ふれあいをとおして活動するための情報と場を提供することを目的に平成 10 年 3 月に東部クリーンセンターに併設された。

- 1 階には、
1. 粗大ごみ処理施設内の再生修理室で修理された製品、及び家庭で不用となった物品を展示する展示ギャラリー
 2. 団体、個人が集い、いこえるオープンスペースのふれあいサロン
 3. 牛乳パックを使った紙すき、洋服のリフォームなどの体験学習ができるリサイクル工芸室
- 2 階には、
1. 10 人で学習できる「学びシアター」、ひとりで学習できる「学習コーナー」、いろいろな活動情報などを提供する「ものしりコーナー」があり、その他、リサイクルや環境問題の図書や学習ビデオを用意し、貸出も行っているコーナー
 2. リサイクルや環境問題についての各種会合、学習会ができる 180 人収容の施設で、ビデオの上映や講演会場として利用できる研修室
 3. 15 人程度の会議ができる会議室

等を備えた施設である。

芥見リサイクルプラザでは、粗大ごみとして出されたタンスや机などを修理してから展示し、それらを年 3 回抽選会を開き、また、置物などの小物のミニ抽選会を年 14 回開催して市民に譲り渡している。その他に、夏休み親子リサイクル体験講座を開催して、紙すきを利用して壁掛け作りとペットボトルを利用した、ペット風車・ペットとんぼ作りを行ったりしている。リサイクル工芸室では、随時、紙すき体験や衣類のリフォームも体験できる。施設の見学には、個人及び小学校・中学校・自治会等の団

体が訪れている。また、岐阜市リサイクル学習バス運行事業で行っているシビック・アクション号コースにもなっている。

平成 18 年度利用実績

(単位：人)

	小学生以下	中学生	他学生	大人	計
見学者数	4,495	309	410	6,478	11,692
来館形態別分類	小学校	小学校以外		行政視察	
個人	1,422	269	238	5,606	7,535
団体 ()は件数	(36) 3,112	(68)	706	(14) 339	4,157
施設利用状況	研修室	会議室		リサイクル工芸室	計
()は件数	(78) 4,047	(13)	103	(39) 237	4,387

その他 ゆずりますコーナー 3,218 人
 再使用展示品抽選会 3 回 展示品数 150 点 1,027 人
 ミニ抽選会 14 回 展示品数 210 点 929 人

2. 外部監査の結果

(1) 掛洞プラント周辺施設

① 概要

掛洞プラントを基点としたプラザ掛洞及び掛洞苑(リサイクルまんが館及びフィールドアスレチック)では、ごみ処理問題やリサイクル問題に関心を持ってもらうとともに、スポーツ、レクリエーション施設を提供し、広く市民や近隣住民に利用してもらい健康増進や余暇活動の支援を目指し、各種水泳教室や掛洞健康・環境村事業で各種ボランティア団体と地元自治会等と協力して様々なイベントを催し市民の環境、健康への関心を高めるための事業が行われてきた。

② 監査の結果

(ア) プラザ掛洞について

施設利用者の数は、上表のとおりプール利用者が年々大きく減少しており、湯場利用者の数が年々増加していても、総利用人数としては減少傾向にある。18年度からは指定管理者制度を導入し、指定管理者が民間のノウハウを利用して管理、運営にあたっている。指定管理者を適正に評価するためには、利用者にアンケートを行い、委託業務の遂行状況やスタッフの対応等維持管理業務についてのみならず、水泳教室や利用料金等利用者のニーズ及び満足度等も把握する必要がある。また、利用者拡大をはかるためにはアンケート結果を活用し、指定管理者を適切に指導していく必要がある。

(イ) 掛洞苑(リサイクルまんが館)

リサイクル本のために、品揃えの悪さと古い本ばかりでは、利用者は遠のいていく。大型の古本屋が出来てきているため、利用者が少なく新しい本が集まらないことや、土・日・祝日及び学校の休日しか開館されていない現状では、施設の閉鎖をも視野に入れた抜本的な対策が必要である。

(ウ) 掛洞苑(フィールドアスレチック)

フィールドアスレチック周辺は桜の名所となっているが、その時期以外はあまり活用されていない。アスレチックとして活用されていないのであれば、生ごみ利用の堆肥を使つての花壇や果樹園、昆虫が生息する環境づくりなど、四季折々に楽しむことができるような場所として利用することも検討すべきである。高齢化社会を背景に市民主導で参加型にすることで、地元住民のみならず市民の憩いの場となるような環境づくりを検討していくことが必要である。

(2) 芥見リサイクルプラザ

① 概要

リサイクルプラザでは、家庭から出されたごみが、粗大ごみ処理施設とごみ焼却施設で処理されていく様子が見学コースが設けられている。1階展示ギャラリーには、粗大ごみとして出されたタンスや机などを修理して展示し、抽選で市民に譲り渡している。また、夏休み親子リサイクル体験講座を開催したり、リサイクル工芸室では、紙すき体験や衣類のリフォームも体験できるようになっている。しかし、見学者数は年々減少している。

② 監査の結果

リサイクルという視点で、紙すきやペットボトルを利用した作品作りが行われているが、牛乳パックや荷造り紐等を使ったアイデア工作など、リサイクルをテーマに「遊びながら生かす」を体験させていく事業は、一見無駄のようにも見えるが、若年層に啓蒙する手段としては継続していくことが重要である。

家庭で不用となった生活用品を有効に活用するため、希望者同士が直接交渉の出来るリサイクルの場、すなわちフリーマーケットの場所として提供し、より多くの市民が足を運ぶ機会を増やし、ごみの減量化とリサイクル意識を高め、ごみ問題、環境問題への関心や理解を深める場所として提供することも検討する必要がある。

現在、再使用展示品やミニ抽選会で出している置物などの小物は、抽選で市民に無料で譲り渡しているが、修理したり磨いたり手間をかけているわけであるから、有料で譲り渡すことも検討する必要がある。

ごみ問題は、不滅的なテーマであり年齢を問わず継続して啓蒙していくことが重要であり、より多くの市民が環境問題に触れる機会を作り出す企画を作成すべきである。

IV. 最終処分について

現在の岐阜市の一般廃棄物は資源化又は再利用されるものを除き全て焼却処理されるため、一部の他都市の様に不燃物をそのまま埋立処分されることはない。従って、その点だけを取れば周辺の環境への影響は若干少ないと考えられる。しかし、焼却灰の埋立地から浸出する雨水等には環境汚染の原因となる物質が含まれ、これを取り除くために浸出水の浄化処理施設が必要であり、岐阜市は国が定める排出基準に従って浸出水の処理を行っている。また、(株)善商による産業廃棄物の不法投棄が発覚して以来、市民は廃棄物の処理方法に大きな関心を持っている。

1. 概要

(1) 一般廃棄物最終処分場の概要

岐阜市の一般廃棄物最終処分場は現在1箇所だけであり、その概要は次のとおりである。

名 称		北野阿原一般廃棄物最終処分場	
区分 ・ 所在地		浸出水処理施設	埋立地
		岐阜市北野阿原109番地	岐阜市北野阿原3番地
総面積			70,930 m ²
埋立地面積			40,500 m ²
埋立総容量			283,400 m ³
埋立期間 (予定)		平成7年9月 ～ (平成22年3月)	
浸出水処理施設	延面積	282.49 m ²	49.02 m ²
	処理方式	凝集沈殿処理方法 + 生物脱窒処理法 + 高度処理(砂ろ過+活性炭吸着法) + キレート処理	
	処理能力	220 m ³ /日	
	工期	平成5年9月 ～ 平成7年3月	
事業費		4,295,460 千円	
国庫補助		1,546,403 千円	
県補助		9,473 千円	
起債		2,202,500 千円	
一般財源		537,084 千円	

(2) 最終処分場の管理費

北野阿原最終処分場の過去3年間の管理費は次のとおりである

(単位：千円)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度
需用費	47,700	37,945	51,705
消費費	17,316	13,903	20,159
燃料費	1,953	2,092	2,379
印刷製本費	8	0	0
光熱水費	6,693	6,278	6,461
修繕費	21,727	15,670	22,704
役務費	2,584	2,531	2,831
通信運搬費	82	79	75
手数料	2,501	2,451	2,756
委託費	13,542	14,402	15,131
使用料及び賃借料	21	21	21
工事請負費	40,425	43,050	39,795
原材料費	1,994	1,593	1,682
備品購入費	7,149	-	-
公課費	304	296	304
計	113,723	99,841	111,472

(3) 埋立地の概要

昭和52年3月15日に一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令が施行されたことに伴い、老洞焼却場、掛洞プラントのそれぞれの焼却灰を搬入するために北野阿原と佐野地域に同基準に従った最終処分場を整備した。

焼却処理により埋立が完了した処分場（埋立地）は次のとおりである。

施設名		佐野埋立地	阿原沖埋立地		奥埋立地
区分					
所在地		岐阜市佐野字大平183	岐阜市北野阿原109		岐阜市奥1丁目37-1
総面積 m ²		29,800	30,789		40,067
埋立地面積 m ²		21,745	23,358		25,200
埋立総容量 m ³		126,227	163,000		158,000
埋立期間		昭和54年4月 ～63年3月	昭和54年4月 ～平成10年3月		昭和61年4月 ～平成9年3月
浸出 水 処 理 施 設	総面積 m ²	62.3	212.06		180.4
	処理方法	回転円板法 凝集沈殿法	回転円板法+凝集沈殿法 凝集沈殿法+砂ろ過法		活性汚泥法 凝集沈殿法 活性炭吸着法
	処理能力	150 m ³ /日	510 m ³ /日		125 m ³ /日
	工期	昭和53年10月 ～54年3月	①昭和53年10月 ～54年3月 ②平成2年6月 ～3年2月		昭和60年9月 ～61年3月
事業費 千円		234,905	①212,426	②186,460	1,037,275
国庫補助		17,906	17,906	—	175,668
県補助		596	596	—	5,855
起債		90,500	90,500	107,900	229,000
一般財源		103,424	103,424	78,560	626,752

2. 外部監査の結果

(1) 最終処分場跡地について

① 概要

現在岐阜市の最終処分場の埋立跡地は次のように利用されている。

旧処分場名称	埋立面積 m ²	埋立期間	利用状況
則松処分場	21,360	S49.8～S56.6	野球場
佐野処分場	21,745	S54.4～S63.3	グラウンド、堆肥センター
奥処分場	25,200	S61.4～H9.3	多目的グラウンド
阿原沖最終処分場	23,358	S54.4～H10.3	多目的グラウンド

② 監査の結果

(ア) 最終処分場跡地の利用方法について

岐阜市の最終処分場の跡地施設は上記概要に記載のとおり4箇所ある。そのうち則松処分場の野球場と奥処分場の多目的グラウンドは岐阜市民総合体育館が管理運営しているが、佐野処分場のグラウンドと阿原沖最終処分場は地元自治会で構成している管理運営委員会が管理運営している。

岐阜市民総合体育館が管理運営している施設は、岐阜市が直接管理運営しているため岐阜市民が平等に利用できる。しかし、地元自治会が管理運営している施設は、その管理運営委員会が承認しない限り他の地区の住民は利用できない。また、岐阜市はその施設の利用状況を把握していない。

最終処分場の跡地施設は岐阜市の財産であるため、一部の市民のみが利用できる状態は公平性に欠けるといえる。最終処分場の建設時には、地元住民の理解は不可欠ではあるが、地元のみが永久的に利用できる施設を建設することは好ましくない。従って、これらの施設は地元を優先することはあっても、永久的ではなく期限を区切る(例えば10年)べきであり、しかも、運営管理は岐阜市が行うべきである。

(イ) 最終処分場跡地の浸出水処理施設について

岐阜市の最終処分場の浸出水処理施設は埋立期間中は当然ながら、埋立が完了した全ての処分場の跡地について現在も稼働している。雨が降れば処分場から汚染された水が浸出するため処理施設の稼働が長期間にわたるのは当然であり、そのために、岐阜市は国の排出基準に基づき浸出水の処理を行い念入りの水質検査を行っている。環境を考慮に入れ十分な処理対策をすることは、処分場の建設の前提であり、環境汚染が完全に無くなるまでは施設の稼働は必要である事は言うまでもない。

しかし、岐阜市は、いつまで処理施設を稼働させさせるべきか(＝処分場をいつ廃止するのか)の基準を持っていない。国(環境省)では一般廃棄物の最終処分場の廃止に関する規定があり、この基準を満たせば処分場の廃止は可能である。しかし、岐阜市はこの基準項目の詳細な検査は行っていない。地域住民にとって処分場から浸出する水質の時系列的な変化や国の処分場廃止基準との比較検討は、非常に関心がある事項であり、いつになったら安心できる跡地になるのかを示すことは重要な行政の責務である。

埋立期間終了後20年以上も経過している跡地もあり、水質の現状と将来の予測を

地域住民に説明し、地域住民に安心感を与えることは今後の清掃事業にとって重要である。従って、通常の水質検査のみならず、国の処分場廃止基準による検査も年に1回程度は行い、その状況を市民に報告する必要がある。また、廃止できれば各施設の維持費（数百万円～1千万円程度）は不要となる。

V. 公有財産の管理について

1. 概要

公有財産は、その取得価額も大きく、財産管理の基本原則として、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」とされている(地方財政法第8条)。

「岐阜市公有財産規則」でも、公有財産の管理について、以下のように規定している。

(管理の原則)

第19条 行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、これを行政の目的に供し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならない。

(台帳の調整)

第53条 部長は、その所管に属する公有財産について、その種類及び区分に従い、公有財産台帳(様式第13号)を調製し、保管しなければならない。

2 (以下省略)

(台帳価格)

第54条 公有財産を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、収用に係るものは補償金額とし、これら以外のものは次に掲げるとおりとする。

(1) 土地については、近傍類地の時価を考慮して算定した金額とする。

(2) 建物及び工作物並びに船舶その他の動産については、建築費又は製造費とする。(以下省略)

(台帳価格の改定)

第55条 部長は、その所管に属する公有財産について、5年ごとにその年の3月31日の現況において、時価等を考慮して評価し、その評価額により台帳価格を改定しなければならない。

(公有財産調書及び総計書)

第58条 部長は、その所管に属する公有財産について、毎年3月末日及び9月末日現在における現状を明らかにする公有財産増減及び現在高報告書(様式第27号)を調整し、行政管理部長に提出しなければならない。

2 行政管理部長は、前項の規定により提出された公有財産増減及び現在高報告書に基づき、毎年3月末日及び9月末日における公有財産総計書(様式28号)を調整しなければならない。

2. 外部監査の結果

(1) 公有財産台帳を整備する必要があるもの

① 監査の結果

土地、建物、工作物について、規則第53条に定める公有財産台帳を各施設は保管していない。また、環境事業政策室が土地と建物については公有財産台帳を作成しているが、工作物については、作成していない。作成している土地と建物について、以下のような不備があった。

(ア) 公有財産台帳に取得価格が記載されていない

規則第54条で公有財産台帳には、取得価格を記載することになっているが、すべての土地について、公有財産台帳(土地)に取得価格が記載されていない。

(イ) 財産区分に従い台帳が作成されていない

規則第53条で、公有財産は、その種類及び区分に従い、公有財産台帳を作成するように規定されているが規則どおりに作成されていない。公有財産台帳は建物と工作物を区分せず建物に含めて作成されている。

東部クリーンセンターの建物の公有財産台帳を確認したところ以下の内容であった。

(単位：千円)

公有財産台帳		取得価格の内訳				
細分類	取得価格	建築工事	電気工事	衛生工事	空調工事	昇降機
事務所	567,860	359,810	79,460	30,830	70,920	26,840
ごみ焼却棟	4,132,198	2,936,042	394,257	273,506	442,467	85,926
計量棟	34,115	28,781	2,495	801	2,038	—
粗大ごみ処理棟	649,622	565,093	54,199	14,933	15,397	—

公有財産台帳に計上されている建物の取得価格には、建築工事の他に工作物である電気工事・衛生工事・空調工事・昇降機も含めて作成されていた。工作物は、建物とは区別して公有財産台帳を作成すべきである。

(ウ) 財産台帳が作成されていない

工作物については、全く公有財産台帳が作成されていなかった。施設からの「公有財産（建物）の異動について」の報告書には以下の内容の工作物の明細が報告されている。

a. 東部クリーンセンターごみ焼却棟 (単位千円)

構造用途	明 細	金 額	備 考
	受入供給設備	797,127	ごみ投入扉他 6 点
	燃焼設備	4,109,938	ごみホッパ他 15 点
	燃焼ガス冷却設備	4,717,182	廃熱ボイラ他 18 点
	排ガス処理設備	2,361,732	ろ過式集じん器他 13 点
	余熱利用設備	613,122	高温水熱交換器他 12 点
	通風設備	934,807	押込送風機他 7 点
	灰出し設備	829,565	No. 1 不燃物搬出装置他 25 点
	給水設備	39,427	No. 1 機器冷却水冷却塔ポンプ他 10 点
	排水処理設備	207,366	ごみピット排水移送ポンプ他 20 点
	雑設備	212,867	雑用空気圧縮機他 5 点
据付機械設備計		14,823,133	
	清水、汚水系統	125,638	配管、弁類
	蒸気、空気等配管		
配管設備計		125,638	
	特高受電設備	389,931	転送遮断受信装置他 6 点
	受変電設備	310,630	特高変圧器二次盤他 18 点
	動力設備機器	683,620	直流電源盤他 21 点
電気設備計		1,384,181	
	計装機器設備	504,458	ガス流量計他 12 点
	総合計装システム	1,593,335	ピット火災検知装置他 6 点
計装制御設備計		2,097,793	

b. 東部クリーンセンター計量棟 (単位千円)

	受入供給設備	60,446	計量機
据付機械設備計		60,446	

c. 東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設 (単位千円)

	受入供給設備	351,784	ごみ供給クレーン他 13 点
	破碎設備	603,863	せん断型破碎機他 8 点
	選別設備	84,788	磁選機他 6 点
	搬送設備	378,295	振動コンベヤ他 12 点
	再生設備	98,756	鉄類・アルミ類成形機

	貯留・搬出設備	31,704	成形品搬送ホイスト他 1 点
	集じん設備	60,723	不燃ごみ系集じん用バグフィルタ他 5 点
	悪臭対策設備	49,095	防臭装置他 1 点
	雑設備	33,815	雑用空気圧縮機他 4 点
	据付機械設備計	1,692,823	
	受変電設備 制御設備	177,555	高圧受電盤他 12 点
	据付電気計装設備計	177,555	

東部クリーンセンターだけでも約 203 億円の設備について公有財産台帳が作成されていない。公有財産の管理は、現品管理及び金額管理が重要な意義を有するものであり、公有財産台帳は、財産の所在や在高を明確にし、現品管理及び金額管理を確実にするためのものである。従って、公有財産台帳は、公有財産の管理を行うための基礎となるものであるという認識を持って、規則に従って整備すべきである。

VI. 物品の管理について

1. 概要

物品の管理については、「岐阜市会計規則」第 4 章物品会計で、以下のように規定している。

<p>(物品の分類)</p> <p>第 90 条 物品は、次の区分により調達及び管理し、その分類は、別表第 2 物品分類表の定めるところによる。ただし、これによりがたいと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 備品 その性質又は形状を変更することなく概ね 1 年以上にわたって使用に耐える物品をいう。(以下省略)</p> <p>(2) 消耗品 1 回又は短期間の使用により消費される性質の物、1 回若しくは短期間の使用によりその形状が消耗し、又は損傷することにより再度の使用に供し得なくなる物その他の備品以外の物品をいう。</p> <p>2 (以下省略)</p> <p>(備品台帳の登載)</p> <p>第 101 条 各部所において使用又は備付け若しくは貸付けの物品で備品に属するものにあつては、その部所の物品取扱員は、備品台帳(第 53 号様式)に登載しなければならない。</p>
--

(備品の表示)

第 106 条 備品は、備品整理札(第 56 号様式)又は焼印(第 57 号様式)を付し整理しなければならない。ただし、これを表示しがたいものについては、この限りでない。

(重要物品の現在高の通知)

第 107 条 物品取扱員は、その各部所に属する物品のうち、重要なものにつき毎年度末現在高を重要物品調書(だい 58 号ようしき)により行政管理部長を経て、翌年度の 5 月 31 日までに会計管理者に通知しなければならない。

2. 外部監査の結果

環境事業部及び各施設においては備品に番号を付し、備品台帳に番号、品質規格、購入価額等を記入することによって備品の管理を行っている。この点につき、備品台帳と現物との突合を行ったところ、以下のような問題点が発見された。

(1) 備品台帳を整備する必要があるもの(東部クリーンセンター)

① 監査の結果

備品台帳と現物とを照合したところ、現物があるにもかかわらず備品台帳のないものがあつた。

パソコンラック及び椅子 各 7 、デスクトップパソコン 1 台
移動間仕切り 3 枚、ホワイトボード 1 台等

これらは「リサイクル情報コーナー」付近にあつたものである。「リサイクル情報コーナー」を作つたときに、工事請負費に含めて購入取得したものである。支出科目の違いによって管理の有無が規定されているわけではないので、工事請負費で取得したものであつても備品台帳を作成する必要がある。備品購入費で取得したものについては、備品台帳を作成し、備品整理札も貼付してあつた。しかし、備品整理札が貼付されてはいるものの、どこに貼付されているか探さなければわからないような所に貼付されている。備品整理札の貼付は、備品台帳と現品とを照合するために貼付するわけであるからすぐに確認できるところに貼付する必要がある。

また、既に廃棄された備品が備品台帳上除却処理されないままファイルされていた。備品の廃棄時には、備品台帳の廃棄処理手続も失念することなく実施する必要がある。

(2) 現物が見当たらない資産について(環境事業室)

① 監査の結果

環境事業室管理物件について、実査を行ったところ、下記の備品について現物を確認できなかった。

物品分類番号	整理番号	受入年月日	品質規格	金額 (円)
8・39 PC	3	H16.3.11	MO ドライブ LOGITEC LMO-PBA1345U2	25,987
8・39 PC	4	H16.3.11	MO ドライブ LOGITEC LMO-PBA1345U3	25,987
11・1 カメラ	1	S48.4.13	オリンパス 35RC (ケースストロボ付き)	21,170
11・1 カメラ	2	S50.4.28	キャノン EX ケース付	21,170
11・1 カメラ	3	S50.4.28	キャノンライト D ケース付	38,000
11・29 ビデオカメラ	1	S59.2.15	カラービデオカメラ一式	180,000
11・30 ビデオ録画再生機	1	S59.2.15	業務用ポータブルビデオ録 画再生機	245,000

なお、備品台帳は2年から3年に1回の割合で現物との突合せを行っているとのことであるが、備品の現状を正確に把握するには、少なくとも1年に1回は現物実査を行う必要がある。また、環境事業部では事業室ごとに備品台帳を管理することになっている。しかし、過去数回あった事業部内での組織変更により各事業室の備品が混在しており、現状は備品台帳での管理が徹底されていない。よって、事業室ごとに備品台帳を作成し直し、正確な備品台帳のもと備品管理を行うべきである。また、備品を廃棄した場合には除却処理を行う必要がある。

さらに、環境事業室は市役所内のほかに3箇所の環境事務所及び岐阜市リサイクルセンターを設置しているが、備品台帳は各現場にはなく、市役所内において一括管理されている。そのため、備品台帳上の備品の保管場所が正確に把握できておらず、備品の現状が十分に把握できていない。

今後は、備品の管理を徹底するため、各事務所及び岐阜市リサイクルセンターごとに備品台帳を作成し正確な管理を行う必要がある。

(3) 備品台帳への記載のない備品について (環境事業室)

① 監査の結果

平成18年度において新規取得した備品について備品台帳を確認したところ、下記の備品につき備品台帳に記載がなかった。

品質規格	金額 (円)	数量
呼気中アルコール探知器	31,500	2
MS パウチ	28,350	1

本来、備品を購入した場合には備品台帳への記載および備品管理シールの貼付が義務付けられていることから、今後は備品台帳への記載及び備品管理シールの貼付を行い、備品管理を徹底するべきである。

(4) 他部署から受け入れた備品について（環境事業室）

① 監査の結果

他部署から受け入れた備品については備品台帳への記載を行っていない。備品については、各部署において使用、備付け若しくは貸付けの物品で備品に属するものにあつては、その部署の物品取扱員は、備品台帳に登載しなければならないとされており（岐阜市会計原則第 101 条）、たとえ他部所から無償で受け入れた備品であっても、当初取得価額が 20,000 円以上のものである場合には、備品台帳に記載し備品管理を正確に行うべきである。

(5) 備品の外部持ち出し（環境事業室、産業廃棄物特別対策室）

① 監査の結果

カメラ、ポータブル型ガス探知機等外部で使用する備品の持ち出しについては、現在自由に持ち出すことができる。しかし、紛失の防止や故障の際の責任を明確化するためにも、持ち出し表を作成する等備品管理の徹底する必要がある。

(6) リース資産の管理について（産業廃棄物指導室）

① 監査の結果

産業廃棄物対策室においては産業廃棄物情報管理システム用情報機器をリースしている。しかし、これに対する台帳管理については特に行われていない。当該リース資産の契約条項によると、リース資産使用者はリース資産の保管、維持、保全については、賃借人が賃借人の費用でその責任を負うものとし、賃借人は通常の業務のためにリース資産を本来の用法及び諸法令に従って善良な管理者の注意をもって使用するものとされている。リース資産については過去に木田一環境事務所においてノートパソコンを紛失したため買い取ったこともあることから、リース資産についても購入品と同様の管理（資産管理シールの貼付やリース資産台帳を作成する等）が必要と思われる。

Ⅶ. 産業廃棄物について

1. 概要

平成16年3月に(株)善商による産業廃棄物の不法投棄が発覚して以来、岐阜市は岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部を設置し、「迅速」「情報公開」「行政と市民との協働」の3原則による再発防止と市民に納得のいく形での総合的な解決を図り、全国自治体の先駆けとなる「岐阜モデル」の構築に全庁挙げて対応しているところである。

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会の報告書において、市の対応のまずさが10年以上の長きにわたり、かつ特定の部署ということではなく、広く多岐にわたっていることなど、市役所の組織風土全体に対する厳しい指摘を受けた。

それを受けて、岐阜市は以下の対策を実施している最中であり、今回の包括外部監査では意見は述べず岐阜市の取り組みを記載するに留める。

① 岐阜市としての体制の確立

全職員に報告内容を発信し、公務員としての使命感の再確認と意識高揚を図るとともに、研修等を通じて知識習得に一層の取り組みを行っている。また、本事案発生以来、産廃行政の担当職員を増員した。平成16年度人員を7人に、さらに平成17年度11人(合併による増含む)に増員するとともに警察職員OBを嘱託で2名増員して立入検査等行政指導の強化を図った。

② 正確な情報収集と詳細な報告書の作成及び情報の保存・共有

各業務関連の帳票類を電子媒体で保管し、情報の共有化を図るとともに、事務引継書による懸案事項等の引き継ぎを徹底するなど、文書管理システムの見直しを行った。平成18年1月からは「産業廃棄物情報管理システム」を導入し、産業廃棄物処理業者の許可情報、指導履歴及び処理実績等を総合的に管理し、情報の共有化をはかり行政指導に活用している。

③ 立入検査結果等の公開

産業廃棄物不法投棄等についてのインターネットによる情報公開及び情報公開検討委員会の新公開基準による情報公開を行っているが、本報告書との整合性を確認しながら一層の情報公開を推進した。

④ 他部署・他機関との有効な連携

縦割り行政を打破し、横串の通った行政へと努力しているところであるが、庁内関係部のみならず県及び県警など他機関との情報の共有化を図り、連携の強化に努めた。

⑤ 同業他社に対する検査

産廃Gメンの配置による監視・立入検査の強化をはじめ、産廃監視指導要領の作成、検査機器の活用など立入検査業務を強化した。その結果、平成18年度は、排出事業場に2,143回、処理業者に570回、合計2,713回の立入検査を実施した。

下記に岐阜市における産業廃棄物不適正処理等事案を示す。

行政処分を行った事案（平成19年9月現在）

ア、許可の取消し

名 称	所在地	法的根拠	取消年月日
(株)善商	岐阜市椿洞	不法投棄、 無許可埋立処分	H16.4.23 (処分・収運) H16.4.27 <施設>
(株)トーワ	愛知県豊田市	欠格要件	H18.12.26 (収運)
(有)東海クリーンエコ	愛知県名古屋市	欠格要件	H19.1.11 (収運)
(有)柴田建材土木	愛知県名古屋市	欠格要件	H19.2.9 (収運)
池田商会(株)	愛知県名古屋市	欠格要件	H19.3.8 (収運)
(株)青山	岐阜県郡上市	欠格要件	H19.3.12 (収運・特収運)
(有)井坂薫商店	愛知県名古屋市	欠格要件	H19.3.13 (収運)
同興産業(株)	愛知県小牧市	欠格要件	H19.8.7 (収運)
(有)クサタケ	宮崎県串間市	欠格要件	H19.8.23 (収運)
東海物産運輸倉庫(株)	愛知県名古屋市	欠格要件	H19.8.30 (収運)

イ、措置命令

名 称	事案の所在地	法的根拠	命令事項	発出日	履行期限
(株)善商	岐阜市椿洞	処理基準に 適合しない 埋立処分	埋立処分した 産業廃棄物の 撤去と適正処理	H18. 4.17	H28.10.31
正田 優 為重 美紀			埋立処分した 産業廃棄物約 256,400 m ³ 及び 約 13,100t の撤 去と適正処理		H21.12.31
正田 優徳					

ニッカン(株)			埋立処分した産業廃棄物約89,700tの撤去と適正処理		H19.10.31
亀井 義久					
小川 和久					
(株)平成リサイクルセンター		委託基準違反	産業廃棄物約1,500tの撤去と適正処理	H19.1.5	H19.8.31

ウ、改善命令

名称	事案の所在地	内容	命令事項	発出日	履行期限
西松 建二	岐阜市則松	建設廃棄物の放置	処理基準に適合するよう廃棄物を撤去	H17.8.26	H17.12.28
(家屋解体業者)	岐阜市福富	建設廃棄物の放置	処理基準に適合するよう廃棄物を撤去	H19.5.28	H19.9.28

エ、行政指導(文書勧告)中の事案

事案の所在地	内容	改善状況
岐阜市栗野	建設廃棄物の放置	平成17年3月頃から栗野地内の資材置き場に廃棄物混じりの土砂が搬入され放置されていることから、改善勧告を行うとともに撤去指導を行ったところ、平成18年5月に排出事業者が一部を自主撤去し、9月からは他の排出事業者が撤去を始めた。平成19年5月末現在、約1,650㎡が撤去された。
岐阜市芥見影山	廃プラスチックの放置	芥見影山地内の資材置き場に廃プラスチックが野積みされていることから、改善指導を再三行ったところ、平成18年4月に一部が撤去された。しかし、それ以降改善が進まないことから、平成18年10月に改善勧告を発出した。その後、現在までに数車搬出されたものの撤去が進んでいない。